山川歴史PRESS
yamakawa history press
No. 5
世界史
2021・12

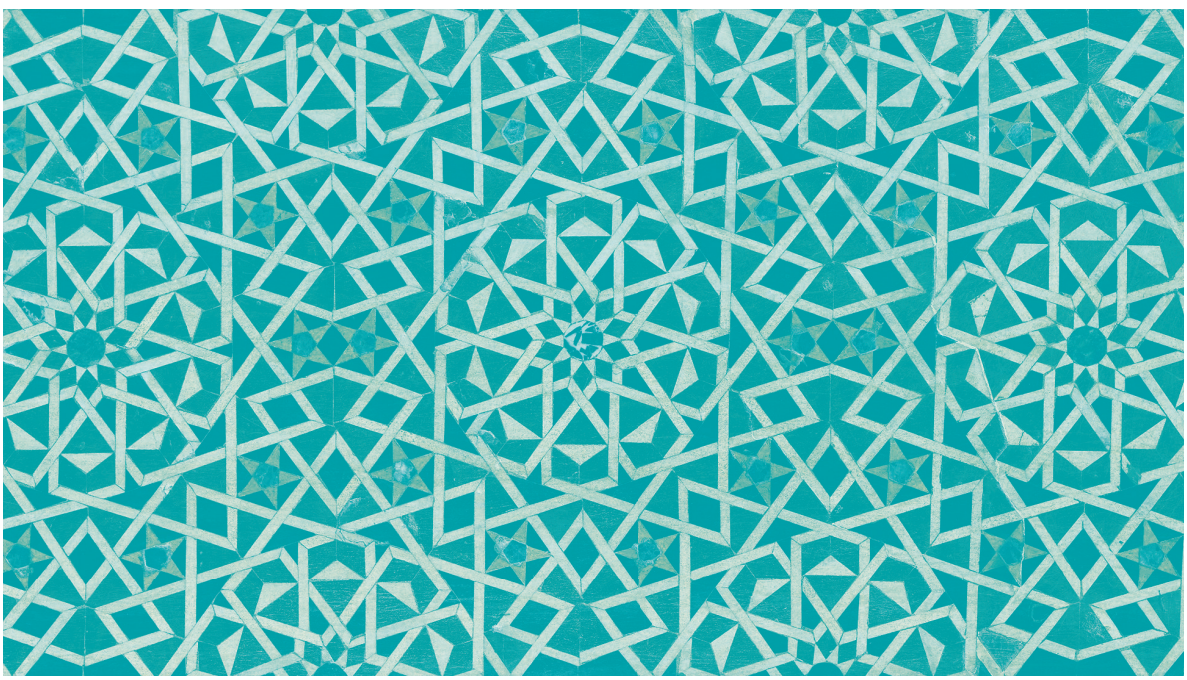

クローズアップ
今、世界史で何が議論となっているのか(1)　金澤 周作　1
教室レポート
世界史探究の授業デザイン「モンゴル帝国と元」　梨子田 喬　6
資料読み解き！
奴隷解放の布告　石川 敬史　10
教科書Q&A
望廈・黄埔条約と無条約国　村上 衛　16
剣闘士と死　阿部 衛　18
わたしの問い・わたしの研究
つかず離れずの中国史研究　吉澤 誠一郎　20
書籍紹介
田中一郎著『ガリレオ裁判―400年後の真実』　美那川 雄一　24
渡辺信一郎著
『シリーズ 中国の歴史1　中華の成立―唐代まで』　小川 正樹　25
澤田典子著『よみがえる天才4 アレクサンドロス大王』　角田 展子　26
ウルリヒ・ヘルベルト著／小野寺拓也訳
『第三帝国―ある独裁の歴史』　三森 朋恵　27
歴史のひろば
冬季オリンピックの歴史を〈綴る〉　和田 浩一　28

山川出版社

巻頭図版

教室レポート　世界史探究の授業デザイン「モンゴル帝国と元」 →p.6

「華夷図」（*Hua Yi Tu*. [France: s.n., ?, 1136] Map. Retrieved from the Library of Congress, 〈www.loc.gov/item/2002626771/〉.）　1136年、南宋で作製。上図はその拓本。（p.9参照）

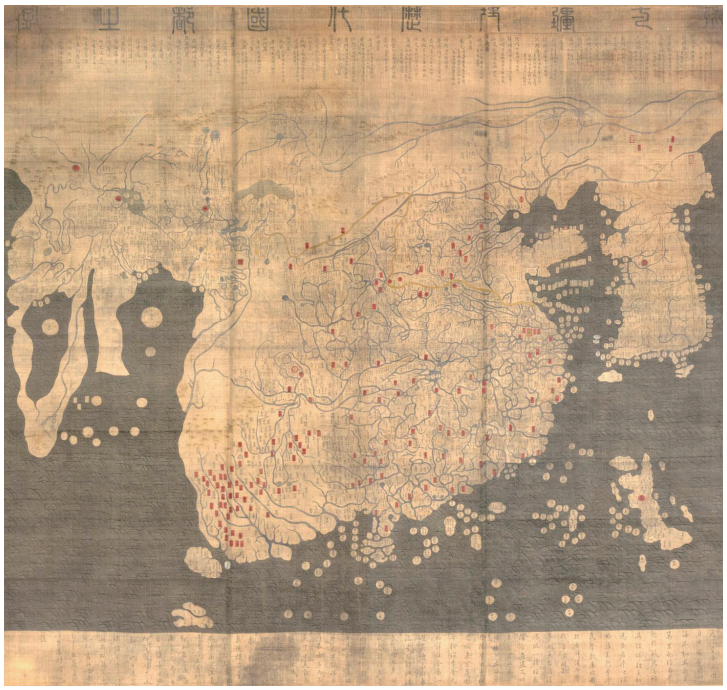

「混一疆理歴代国都之図」（龍谷大学図書館蔵）　1402年、李氏朝鮮で作製。（p.9参照）

クローズアップ

今、世界史で何が議論となっているのか（1）

金澤 周作

20世紀末以降のアカデミズム歴史学において、これまで当然の前提にしてきた歴史を説明するための諸概念の妥当性に疑問符が付され、一見客観的な歴史叙述にひそむ恣意性や目的論が暴かれ、とくに西洋の白人の中産階級の男性の価値観に基づく歴史像がきびしく批判されるようになっている。いわば、シンプルに世界の歴史を一望のもとに理解させてくれる高校教科書の理想の路線とは逆をいっているのである。以下、教科書にも多少言及のある、西洋史を震源とする4つのトピックについて現状を紹介するが、高校の現場にいらっしゃる先生方におかれては、こういう見方もあるということを念頭におきながら、あえて明快な世界史の核――あとで廃棄されるかもしれないがそれなくしては歴史像を育んでいけない心棒――を若い世代に教えていくことが大切ではないかと思う。記憶ではなく思考を鍛える歴史教育のためにも、教科書の示す強力な定説に対して異論をぶつける以下の小論が、教室で歴史像をふくらませるヒントを提供できていればよいと願っている。

「危機」の世紀

過去を振り返り、特定の世紀に突出した「危機」を見出し、その原因や結果を考える研究がある。たとえば、古代ローマ史でいうと、五賢帝時代のあとに続く軍人皇帝時代の「3世紀の危機」、中世ヨーロッパ史では百年戦争や黒死病の流行に象徴される「14世紀の危機」、そして三十年戦争やイギリス革命で知られる「17世紀の危機」である。いずれも高校教科書でいくらか記述がある。

五賢帝の善政がとだえたから政治秩序が瓦解した――生産力を上まわる人口増の圧が限界をこえた中世後期に戦乱が頻発し疫病で人口が激減した――ヨーロッパでは古い封建的な政治的・経済的構造が、新興の資本主義的活動の発展をはばんだので、その矛盾が爆発した――。このように原因を論じる研究者もいれば、3世紀の危機がローマ帝国の衰亡と中世的世界の誕生をうながした――14世紀の危機の苦難のなかで新しい近代国家が準備された――17世紀の危機が18世紀西欧の経済成長と産業革命の前提となった――。このように結果を論じる研究者もいる。また、危機論が狭い地域に視点を限っていることを批判して、3世紀の危機を西アジアやイン

ド、より東方の中国との関係で理解したり、14世紀の危機を世界的な疫病伝播のなかで考察したり、17世紀の危機を小氷河期という地球規模の現象と結びつけて明清交替や寛永の大飢饉なども視野におさめたりと、「危機」を位置づける文脈を広げる研究もなされている。

以上のように、過去の特定の時空間に「危機」のラベルを貼り、集中的に史料分析をすることによってはじめて得られる知見は確実に存在する。そもそも、過去はそれ自体では雑多なできごとの集塊、カオスである。後代から振り返る際には、事象の取捨選択や実証に裏打ちされた大胆な特徴づけが不可避である。これまでの研究者がおこなってきたラベル貼りは、思考を停止させるのではなくむしろ創造的に駆動するための手段であり、その学問的成果は高く評価しなければならない。ほかの地域や時代に「危機」を見出すこともできるだろう(はたして現在はどうか)。しかし他方で、めだつ指標を過大に評価して「危機」を見出すのはおかしい、前後の時期と比べて当該時期がとくに「危機」だと断言することはできない、「危機」には否定的で「安定」には肯定的な評価をするのは単純にすぎる、と批判する研究者もいて、それらの意見にも相応の理はある。また、ローマ帝国や近代国家や産業革命に特別な意味を読み込む姿勢は、ヨーロッパ中心主義的といわれても仕方がない。とはいえ、世界史の理解をうながすために、ほかの地域時代にも対象を広げ、「危機」を積極的に定位して考えることには、歴史的想像力を鍛える効果があるのではないか。

時代区分

西洋史はたいてい、先史時代から始まり、つぎに古代・中世・近世・近代・現代というように時代を区分する(近代以降は「世界」の尺度になる)。これは、様々な地域の歴史研究で採用されている時代区分を最大公約数的にまとめたもので、カオスたる過去を合理的に把握するうえでも便利である。しかし、すべての地域に同時に同じ時代区分を適用できるわけではないし、この時代区分の仕方が万古不易の固定されたものではないことも銘記すべきである。たとえば、「現代」がおおよそ第一次世界大戦あたりから始まると考えるとして、その長さは、毎年1年ずつのびるのであり、いつか、第一次世界大戦を「現代」とはみなせない時がやってくる。そうなると、第一次世界大戦、そしてやがては第二次世界大戦は、ひとつ前の「近代」に繰り込まれるか、近代と現代のあいだに設定される別の区分に入れられるかもしれない。そして、さらに過去化した中世と近世は、ひとくくりにされるかもしれない。

世界史教科書では、西洋史のパートを除く地域について時代区分があまりなされていないように思われる。結果として、西洋史の区分がモデル化してしまい、そこでの基準にそって世界史が区分されるようなかたちになる。中世として区切った時空間に「封建制」をみつけようとしたり、中世から近世への移行を準備する「ルネサンス」的な現象をほかにも求めたり、啓蒙や工業化や国民国家化というヨーロッパで生じた現象を全地球的に「近代」の指標にしたりするのである。

ここで留意してほしいのは、時代区分は過去をよりよく理解するためのラベルにすぎない、つまり完璧ではない、ということだ。現行の時代区分でも過去はよく理

解できるので、まずはおさえておくべきだが、そのうえで、つぎのような新区分が提案されていること、そして学界では徐々に置き換わりが進んでいることも覚えておいたらよいのではないか。

たとえば、西洋史ではオーソドックスな古代と中世のあいだに「古代末期」という新区分――たんなる古代の末期ではない――を設ける潮流が優勢になっている。衰退しつつある古代でもなく勃興しつつある中世でもない、それ自体に独特の個性がある「古代末期」である。文脈は異なるだろうが、同じような視点から、ほかの地域における古代と中世の境を再考することができるのではないか。また、「長い中世」という提案もなされている。通常、宗教改革が始まる前、15世紀が終点になっている「中世」は、キリスト教の支配力と領主制の優勢という物差しではかれば、フランス革命前まで、つまり18世紀後半まで延長できるという議論である。ほかにも「長い○○世紀」「短い○○世紀」という、100年の枠にこだわらない切り取り方がある。地理的範囲を広げたり狭めたりすると、ひとくくりにしやすい時間幅がかわってくる（身分や階級、ジェンダーに注目しても同様だろう）。西洋以外のほかの時代や地域や地理範囲と比較してみると、歴史の理解がより深まるのではないだろうか。

大西洋黒人奴隷貿易

世界史の教科書におけるヨーロッパ史の箇所で、15世紀末から19世紀半ばに、白人がアフリカの黒人を船で大西洋を横断して新大陸に輸送し、サトウキビやタバコの大農園などに奴隷として売却したできごとは重視されている。1200万人以上ともいわれる黒人を、その意思に反して強制的にアフリカ大陸から引き離し、劣悪な環境の船で輸送して、奴隷として売買したり使役したことにより、白人社会は全体として莫大（ばくだい）な利益を得た。学界でも長らく熱心に取り組まれてきたテーマであり、どのような国々や人々が関与したのか、奴隷船の「商品」管理と労務管理はどうなっていたのか、奴隷貿易や奴隷制度の利潤率はどれほどだったのか、奴隷の労働条件・生活条件はどのようなものだったのか、男性と女性と子どもと老人とでどう違っていたのか、奴隷たちの抵抗にはどのような形態がみられたのか、なぜヨーロッパでは長らく黒人奴隷貿易・奴隷制度への批判が出なかったのか、奴隷貿易・奴隷制度を廃止する動きはいつからなぜどのように展開したのか、など、ありとあらゆる側面から史料に基づく検討がなされている。ただ、ここでは、加害者が白人で被害者が黒人という構図はゆるがない。

これに対して、アフリカ大陸でヨーロッパの奴隷商人に黒人を売却した現地の黒人の主体性に注目する研究や、自由の国イギリスの海軍が長らく実施してきたイギリス臣民たる船乗りの強制徴募の再検討、ヨーロッパのキリスト教徒ではなく、インド洋や黒海沿岸域のイスラム教徒がおこなっていた白人・黒人の奴隷貿易、あるいは東アジアでの奴隷的な人々の売買の事例を掘り起こす研究が増えてきている。つぎのような興味深い対象もある。大西洋横断黒人奴隷貿易に白人がいそしんでいたのとちょうど同じ時期に、キリスト教徒の白人は地中海で北アフリカのイスラム教徒の海賊ないし私掠者によって虜囚とされ、ガレー船漕ぎなどの奴隷労働に従事

させられ、あるいは身代金と交換する商品として利用されていた。その数、累計で100万人をこえたという説もあり、西洋世界は北アフリカのイスラム教徒の野蛮さと暴虐をさかんに言い立てた。もっとも、キリスト教徒の方も、イスラム教徒を捕まえては奴隷にしていたし、ずっと多くの黒人を奴隷化していたのだが。

以上のような諸研究は、古代・中世はいうにおよばず、近世・近代においても、奴隷貿易・奴隷制度が西洋の白人の専売特許ではなかったという気づき、また、奴隷といっても地域や時代によってその法的、社会的な位置づけはかなり異なっていたという洞察をもたらしてくれる(現在の様々な奴隷的境遇に思いを馳せることもできる)。こうした複雑な事情を念頭において、近世・近代の西洋人による奴隷貿易や奴隷制度、および彼らによる人道主義の発露(あるいは経済的打算)とされる奴隷貿易・奴隷制度の廃止運動を見直してみたらどうだろう。いったいだれが加害者でだれが被害者なのか。西洋中心史観を乗り越える視座が得られるテーマである。

ナショナリズム

一般的には、フランス革命の成果を敵対的な諸外国から防衛せよとの機運の高まりをきっかけにナショナリズム(国は言語的あるいは文化的に均質な国民によって構成されるべきで、その実現・維持が何より重要という思想)の火がつき、19世紀にはヨーロッパや北米およびラテンアメリカで徐々に国民国家が建設され、たとえばハプスブルク帝国の支配下にあった諸民族が自治や独立の道を模索し、中東やインドや東アジア諸国でも同様の動きがみられるなどした、と説明される。そして、第一次世界大戦後には(ヨーロッパ限定で)民族自決原則が認められ、20世紀はその線にそって、アフリカをはじめかつて植民地であった地での国民国家化が進んだとも。20世紀末からの急激なグローバル化は国境の垣根を下げていくかにみえたが、現在でも自国(民)第一主義や人種差別や外国人排斥の動きは洋の東西を問わず、広く看取される。しかも、どうしても諸国興亡史的な構成をとらざるをえない高校世界史では、近代以降の国の枠組みを前提にしてそれぞれの国の「発展」を語る部分がかなりを占める。換言すれば、ナショナリズムのおもな対象であるネイション(国民・民族)を、たとえば日本人にせよ中国人にせよフランス人にせよドイツ人にせよ、非常に長く一貫した歴史を有している実体とみなしがちになる。その結果、世界史教科書そのものがナショナリズムに影響された語りになってしまうという問題を内包している。日本史教科書の場合はいうまでもない。このようにいくつもの意味で、ナショナリズムは世界史を理解するうえではずすことのできない要素である。

ナショナリズムないし国民意識の歴史的な由来をめぐって、1980年代から活発な研究がなされてきた。ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』(1983年)はその端緒であり、東南アジアやラテンアメリカの諸事例もふまえつつ、ネイション(国民・民族)といういかにも自然なまとまりは、近代以降、新聞などの出版物の流通範囲とほぼ一致するかたちで自覚化されるようになった(にすぎない)のだと主張した。人々の「想像」がネイションという「共同体」を成立させたという議論である。これを補強する仕方で、もともと存在しなかったネイションが、近代以降に、いくつ

かの段階やきっかけで構築されたという立場をとる近代主義の歴史研究が進んだ。そして、これとは対照的に、ネイションの種は近代のはるか以前にさかのぼる文化・慣習などを共有する人的まとまり（エスニックな集団）に求められ、それが覚醒していくのだという立場をとる原初主義の歴史研究も、説得的に展開した。

これらはどれも、ナショナリズムの呪縛力の強さを前提にした議論である。しかし、ナショナリズムが必ず人々を魅了してしまうといってしまってよいのかという批判が出てきている（グローバルやトランスナショナル、ローカルといった視点もその一部だがここでは割愛）。とくに19世紀末から20世紀前半にかけての東中欧各地のナショナリズム熱は、これまでの諸研究が明らかにしてきたように、無数の史料から読み取れる。それはたしかなのだが、「ナショナル・インディファレンス（国民・民族〈に関わる事柄〉への無関心）」論をとなえる近年の研究者たちは、こうした史料上に、ナショナリストたちが、どれだけ熱心にプロパガンダしても思ったように影響されない人たちの存在を執拗に非難する言説を見出した。ナショナリストたちは、彼らの態度を、地域主義、コスモポリタニズム、カトリシズム、社会主義、郷土偏愛、二言語使用、異種結婚、日和見主義、不道徳、後進性、頑迷固陋、虚偽意識、といった様々なレッテルを貼って糾弾した（このレッテルの逆をナショナリストは期待していたのである）。言い換えるなら、ナショナリストたちは、彼らにとって望ましいネイションという「想像の共同体」に組み込まれない「想像の非共同体」が残存していると考えたがゆえに、一層活動に邁進したのである。

そのような「非共同体」は実際に存在したのだろうか。そしてその非共同体はもとからあったのか新たに形成されたのか。現代に向かうにつれて「無関心」は払拭されていったのか。東中欧以外にも、あるいは19世紀末より前や20世紀半ば以降にも観察できる現象なのか。特定のネイションへの帰属意識は固定的なのか流動的なのか。人が自覚しようがしまいがその人は自動的に、（国籍とは別の意味で）どこかのネイションに割り振られているものなのか。ネイションへの帰属意識を強固にもっている人とそうでない人の割合と影響力の程度は比例するのか。帝国やグローバル化とはどう切り結ぶのか――。こうして、ネイションは近代の産物なのか時をこえた実体なのかという二択の論点に加え、そもそも人は特定のネイションに第一のアイデンティティをささげているのかという問いが加わり、私たちが歴史をみるレンズの種類は格段に豊かになってきている。

おわりに

以上で紹介した諸論点の多くは、監修した2020年刊行の『論点・西洋史学』（ミネルヴァ書房）でも触れられている。全部で139の、あくまで西洋史に関する論点ではあるが、大半は世界史的に敷衍（ふえん）することのできる普遍性をもった問題を提起している。学界の最先端の研究は、総じて専門家以外には些末にみえるものだが、それらを圧縮したかたちであらわれる「論点」は、これからの高校世界史を主体的に教えたり学んだりするうえで、必要不可欠なヒントを満載している。

（かなざわ・しゅうさく／京都大学大学院文学研究科教授）

世界史探究の授業デザイン「モンゴル帝国と元」

梨子田 喬

世界史探究ではどのような授業が求められているのか

「宋の社会とモンゴル帝国の拡大」の単元で、現行の学習指導要領解説と、新学習指導要領解説を比較してみる。両方から抜き出してみると「(内陸アジア諸都市のネットワークを掌握し、)朝鮮半島からロシア平原に及ぶ広大な地域を支配するに至った過程」「元が(中国の)南宋を滅ぼしてからは、海域のネットワークをも支配下に入れ、ユーラシアを海域と内陸で循環する交通・交易体系をつくり上げたこと」「宋から元にかけての仏教僧の交流や大陸と日本との貿易(日宋貿易)が活発になったこと」など文言までほぼ同じである。そのため「具体的な学習内容は現行の学習指導要領とかわっていない。いままで通り授業をすれば良いのだ」と**思われがちであるが、そうではなく**、これは「学習内容の削減は行わない」という改訂の方針により内容的変化が小さく見えているにすぎない。他方で、「何を学ぶかではなく、何ができるようになったか」という資質能力の育成のための歴史教育として**大きなモデルチェンジ**がなされており、学習内容を学ぶことにとどまるのではなく、学習を通して資質能力を磨くことが目標として設定されている。そのため、次期学習指導要領は、主題の設定や問いの表現など授業の設計の仕方に詳細な指示があるのが特徴となっている。

以上を踏まえて、「宋の社会とモンゴル帝国の拡大」の単元から、「モンゴル帝国と元」の授業実践例を考えてみる。

学習指導要領の求める授業デザイン

> (a)宋の社会とモンゴル帝国の拡大を基に、(c)諸地域の交流や広がりに関わる諸事象の背景や原因、結果や影響、事象相互の関連、諸地域相互のつながりなどに着目して、(d)主題を設定し、**それに応じた「小項目全体に関わる問い」を学習上の課題として生徒に提示**する。この問いを踏まえて(e)中国社会の特徴やモンゴル帝国が果たした役割を多面的・多角的に考察し、表現して、(b)海域と内陸にわたる諸地域の交流の広がりの構造的理解に至る。

新学習指導要領では、小項目内において身につけるべき**ア**「知識」や**イ**「思考力・判断力・表現力等」に対して、「**ア**の(a)を基に、**イ**の(c)に着目して、**イ**の(d)を設定し、それに応じた「小項目全体に関わる問い」を学習上の課題として生徒に提示する。この問いを踏まえて**イ**の(e)を考察し、表現して、**ア**の(b)の理解に至る。」というように構造化されており、それを「宋の社会とモンゴル帝国の拡大」の単元の部分に当てはめると上記の囲みのようになる❶。ここで重要になるのが、主題に応じた「小項目全体に関わる問い」、いわゆる「単元を貫く問い」の設定である。この単元全体を貫く問いが、宋と元の両方に共通する学習内容について本質的な思考や考察をうながし、これが学習全体の見通しを形成し、振り返りの軸となっていく。

たとえば、「周辺民族と中華世界」を主題とし、宋と元の学習全体を貫く問いとして以下のような

ものを設定してみた。

> 北方民族は中華王朝と対峙し、その発展を妨げたというイメージが強い。しかし、むしろ周辺民族がいたからこそ、中国は発展したともいえる。それはどういうことか。

この問いに、もちろん正解はない。この問いは、学習者の課題意識を形成し、単元を貫いて生徒が粘り強く考察を続けていく一筋の道のような役割がある。「むしろ周辺民族がいたからこそ」という逆説的な視点によって、学習者が、遼・西夏・金・モンゴルといった周辺民族を、王安石の改革・中華思想の形成・南宋の江南開発・士大夫の動向など中国の政治・文化・社会の様々な諸相と関連づけながら学習する仕掛けとなっている。

この問いに対する仮説を、「宋の社会とモンゴル帝国の拡大」の毎回の授業の最後に、その都度振り返りとしてアンケートフォームを使って入力させる。入力させたものを、最後に一覧にして、学習のなかでこの問いに対する仮説がどのように変容したかを認識させ学習の自己調整をさせるとともに、その変容の過程を「粘り強く取り組む態度」として主体的に学びに向かう力の評価として見取ることができる❷。こうした「単元を貫く問い」は、教師が一方的に与えるものではなく、中項目「C（1）諸地域の交流・再編への問い」で生徒たちがつくった問いから導いてくることが望ましいだろう。

「モンゴル帝国と元」授業案

では、1時間の授業構成を考えていく。授業の切り口とするのは、モンゴル人は侵略者であり文明の破壊者だという先入観である。こうしたイメージを反転させ、実はモンゴルの支配が歴史にとって重要な役割を果たしたことを考察させる。元とモンゴル帝国の性格の違いに着目し、「世界史にとってモンゴル帝国はなぜ重要か」「中国史にとって元はなぜ重要か」、という2つの視点からジグソー法を用い考察していく。

①導入

導入として、その征服過程を地図で簡潔に説明し、文明の破壊者としてのモンゴル像を紹介する。たとえば、ロシアの『ノブゴロド年代記』には「われわれの罪のため、正体不明の諸族がやってきた。彼らが何ものであり、何処から来たか、どのような言葉をつかい、何族に属し、如何なる信仰を持つかを誰も知らない」とあり❸、西欧では地獄を意味するタルタロスと結びついてモンゴルの恐怖は増幅して伝わった。イギリスのマシュー・パリス『大年代記』では、モンゴル人は「犬・人の肉を」むさぼり食うとして挿絵とともに野蛮さが強調されている❹。また、フラグの遠征ではバグダード攻城戦で多くの人が虐殺されたうえに、知恵の館が破壊され多くの書物が消失したといわれている。中国では、謝枋得の『畳山集』に「我が大元には人に十等あり。……七は職人、八は娼婦、九は儒者、十は乞食。賤しきものなり。賤なるもの、国に益なきものなり」（筆者訳）とある「九儒十丐」が有名である。こうした様々な史料で描かれるモンゴルの姿から、現代のフランスの中国学者ジェルネは「全ての文化に叛逆し」「中国精神に幻滅を与えた」「中国の歴史に重大な挫折を与えた」とまでいう❺。

こうした記録から、モンゴル人は、文明の破壊者であったという印象がつくられているが、それは本当だろうか。この歴史観を疑いながら、モンゴル時代が中国史、世界史にとってどのような役割を果たしたかを考察していく。

②展開　（2人1組のジグソー活動）

2人1組のペアをつくり、そのうえで各ペアから1人ずつあつめてAグループとBグループにわかれさせる。それぞれのグループでは以下のような活動をさせる。

13世紀はモンゴルの世紀といわれる。しかし、そのモンゴルの征服活動と支配は文明の破壊、富の搾取などマイナスイメージとしてとらえられがちである。本当にそうだろうか。これについて、**世界史におけるモンゴル帝国の役割を考えるAグループ、中国史における元の役割を考えるBグループ**にわかれ、以下の語句を用いて説明をつくりなさい。(「▼」は話の変わり目、「□」は１文字の空欄)

Aグループ(世界史におけるモンゴル帝国の役割とは何か)

1220サマルカンド、ブハラ征服、1227、オア□□の道を制圧▼バトゥの遠征、「□□の道」制圧▼フラグの遠征、ガザン＝ハン、ムスリム×モンゴル▼三ハン国＋大元ウルス、緩やかな連合体▼站赤、**資料１・資料２**(ﾄﾞｺ？ﾄﾞﾝﾅﾄｺ？)、陳朝・元寇・ジャワ遠征、(□の道)、陶磁器や香辛料、「三つの道」の結節点が(ﾄﾞｺ？)▼『世界の記述』、細密画、**資料３**、**資料４**、タタールの平和

Bグループ　(中国史における元の役割とは何か)

1234(オゴタイ)、1260フビライ即位、のち大都建設、1271国号を大□と定める、高麗服属、1276南宋の都□□陥落、厓山▼南北分断終わった、大運河修復と海運、泉州(**資料１・資料２**)、站赤(交通網の整備)、□□を発行、▼交流、宗教色々、チベット仏教、イスラーム教、道教(全真教)、**資料３・資料４▼資料１**、色目人、染付、郭守敬、□□暦(イスラーム天文学)▼科挙、士大夫、庶民文化(ｹﾞｾ？)、元曲、代表作３つ

活動のなかで用いる**資料１～４**は右上の４点である。

Aグループは、世界の一体化という視点からモンゴル帝国の役割について考察する。モンゴル帝国の征服活動は、「ホラズム＝シャー朝を滅ぼす」、など個別の事例で学習されがちであるが、その征服活動はオアシスの道や草原の道などの交易路の制圧であり、広域におよぶ緩やかな連合体としての巨大国家のもと、海陸の交通網が整備され、人の往来や文化の交流、商品の交易がさかんになった。

Bグループは、中国史における元の役割について考察する。モンゴル帝国が南宋を滅ぼすと、平和の到来と交通網の整備により多様な人やものが往来するようになり、経済活動の活況や様々な宗

> これらの商人は、異教徒の国に住んでいるのでムスリムが来ると大喜びをし、「イスラームの国から来たのだ」と口々に言って、自分の財産の一部を喜捨してくれる。それで、その旅人は、彼らの商人の１人ほどにも金持ちになる。

資料１　イブン・バットゥータ『三大陸周遊記』「泉州」(前嶋信次訳『三大陸周遊記　抄』中央公論新社、2004年)

> このサルコン(泉州)の港には、インドからやってくる船が必ず立ち寄り、香料類や各種貴重な商品をもたらすので、……

資料２　マルコ・ポーロ『世界の記述』(愛宕松男訳注『東方見聞録２』平凡社、1971年)

	中国を訪れた日本僧
1185～1275年(南宋)	161件
交替期	10件
1277～1370年(元)	350件

資料３　榎本渉「日元間の僧侶の往来規模」❻

> 私はさらに旅して、……タルタル人の皇帝の国カタイに来った。そしてその皇帝を、教皇猊下の書簡でもって我らが主イエス・クリストのカトリック信仰に誘なった。……ネストリウス教徒は、……私が教皇猊下の使者ではなく、密偵、魔術師、人々を惑わす者だと断言した。

資料４　モンテ・コルヴィノ書簡❼

教上の交流がみられた。また、官僚として活躍した色目人やイスラーム文化の伝播は中国文化に新風を吹き込んだ。一方、元に仕えることをよしとしない士大夫も多く、彼らは在野で活躍し書画などの発展や庶民文化へ刺激を与えていった。

以上のようなことに気が付かせ理解させるように、活動中の生徒に働きかける。頃合いをみてもとの２人のペアに戻し、それぞれ学習内容をシェアさせ、モンゴル・元が、世界史において、中国史において果たした役割について表現し、考察させる。

③まとめ

まとめとして、西安の碑林にある1136年（南宋初）につくられたとされる『華夷図』（**巻頭図版上**）と1402年（元滅亡後）李氏朝鮮でつくられた「混一疆理歴代国都之図」（**巻頭図版下**）❽の２つの世界地図を比較する。中国を中心に周辺民族が散りばめられた『華夷図』から、ユーラシア大陸とアフリカ大陸が取り入れられた世界地図への変化は、モンゴルの時代による世界の広がりが端的にあらわれたものといえるだろう。

最後に「単元を貫く問い」として、宋の学習から考察を続けている「周辺民族がいたからこそ中国は発展したのではないか」に対する自分なりの考察をアンケートフォームで入力させて授業は終わりとする。

探究活動で求められる資質能力を養うための授業へ

新科目「世界史探究」では、E（４）「地球世界の課題の探究」における探究活動が充実するように年間指導計画を作成し、歴史総合の学び方、すなわち問いの表現、資料を活用した主題学習、対話的な学びによって、学習者が探究活動に必要となる考え方や資質能力を身につけることが求められている。本実践においては、断片的な情報を関連づけながら構成していく力、単元全体を貫く問いの「異民族があったからこそ中国が発展したのではないか」という逆説的な考え方、答えのない仮説をブラッシュアップしていくプロセス、モンゴルは破壊者ではなく創造者ではないかという光と影の二面的な考え方や、「中国史における元の役割と世界史におけるモンゴル帝国の役割」のようにフレームを変えて分析する、などがこれに相当するだろう。このような探究活動に求められる力や考え方は講義で教えて身に付くものではなく、日々の授業のなかで生徒自身が自分でやってみることを通して体得させるしかないだろう。

❶文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説　地理歴史編』（東洋館出版社、2019年3月）p.306を参照。
❷拙稿「授業デザインの時代へ」（皆川雅樹編著『持続可能な学びのデザイン――公共・歴史総合への架け橋　高校「社会科」授業実践』〈清水書院、2021年〉所収）。
❸カルピニ／ルブルク（護雅夫訳）『中央アジア・蒙古旅行記』（講談社、2016年）p.425。
❹高田英樹編訳『原典　中世ヨーロッパ東方記』（名古屋大学出版会、2019年）。
❺杉山正明『クビライの挑戦――モンゴルによる世界史の大転回』（講談社、2010年）。
❻櫻井智美・飯山知保・森田憲司・渡辺健哉編『元朝の歴史――モンゴル帝国期の東ユーラシア』（勉誠出版、2021年）。
❼高田編訳、前掲書。
❽櫻井・飯山・森田・渡辺編、前掲書を参照。

（なしだ・たかし／岩手県立盛岡第一高等学校教諭）

資料

読み解き！

奴隷解放の布告

解説　石川　敬史

資料1　奴隷解放の布告（1863年）

1863年１月１日において、合衆国に対して反乱の状態にある州、もしくは州の一部が反乱の状態にある地域で、奴隷として所有されているすべての人びとはその日以後永久に自由を与えられる。合衆国陸海軍を統轄する合衆国政府は、それらの人びとの自由を承認しかつ保護するであろう。またそれらの人びとがその自由を現実のものにするために払う努力を抑制するいかなる行動にもでないであろう。大統領は前述の１月１日に、依然としてまだ合衆国に対して反乱の状態にある人民の州や州内部の特定の地域があるならば、布告によってかかる地域を指定するであろう。州もしくはその州民がその当日において、州の有権者の大多数が参加する選挙によって選出された議員を連邦議会に誠意をもって代表として送っている事実があるならば、それを覆すほどの強い反対証言がないかぎり、そのことが当該州が合衆国に対して反乱の状態にはないという決定的な証拠とみなされる。

（大下尚一・有賀貞・志邨佑・平野孝編『史料が語るアメリカ――メイフラワーから包括通商法まで　1584－1988』〈有斐閣、1992年〉p.107）

資料2　アメリカ合衆国憲法　第１編第２節３項

下院議員及び直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して各州の間で配分される。各州の人口は、自由人――年期を定めて労務に服する者を含み、納税の義務のないインディアンを除く――の総数に自由人以外のすべての者の数の５分の３を加えたものとする。実際に人口を算定することは、合衆国連邦議会の開会の３年以内および10年以内ごとに、連邦議会が法律で定めるところに従って行うものとする。

（田中秀夫編集代表『BASIC英米法辞典』〈東京大学出版会、2002年〉p.213）

アメリカ合衆国は、日本の近現代史にもっとも強い影響を与えている国家であるが、日本人のアメリカ史の素養ははなはだ心許ないものであるといわざるをえない。現行の各教科書は限られた紙幅のなかで最善をつくした記述がなされていることは大いに評価すべきだが、現代アメリカを理解するうえでの要（かなめ）となる歴史的事例については、その記述は必ずしも十分とはいえず、現場の教員の素養に任せられているのが現状ではないだろうか。そこで本稿では、南北戦争の最中の

1863年に発せられた第16代大統領エイブラハム・リンカンによる「奴隷解放の布告」（いわゆる奴隷解放宣言）という、よく知られた題材を用いて、アメリカ史の基本となる構造の一端を提示する。**資料１**は、1863年の宣言における62年の予備布告からの引用である。

「奴隷解放の布告」を精読する

資料１は、リンカンの「奴隷解放の布告」であるが、一読して正確に意味を読み取るのは困難な文書である。この文書を読み解くためには、南北戦争と、南北戦争に至る初期のアメリカ史をふまえなければならない。

日本語における南北戦争とは、英語における原語である内戦（Civil War）を訳す際に意訳されたものである。すなわちそれは独立国家間の戦争ではなく、1860年に合衆国から離脱し、アメリカ連合国（南部連合）の独立を宣言した黒人奴隷制を有する南部11州と、その離脱と独立を認めない立場の連邦政府とのあいだの戦いであった。それゆえ、連邦政府の行政首長である大統領リンカンは、相手方を「反乱の状態にある州」としている。

この文書の解読を困難にしている最大の要因として、デラウェア州・メリーランド州・ケンタッキー州・ミズーリ州の４州と、ヴァジニア州と行動をともにしなかったのちのウェストヴァジニア州となる地域は、黒人奴隷制を維持したうえで、合衆国にとどまっていたことがあげられる。奴隷解放の布告では、「大統領は前述の１月１日に、依然としてまだ合衆国に対して反乱の状態にある人民の州や州内部の特定の地域があるならば、布告によってかかる地域を指定するであろう」としているが、前述の４州と１地域は「合衆国に対して反乱の状態にある州、もしくは州の一部が反乱の状態にある地域」には「指定」されていない。それどころか、「州もしくはその州民がその当日において、州の有権者の大多数が参加する選挙によって選出された議員を連邦議会に誠意をもって代表として送っている事実があるならば、それを覆すほどの強い反対証言がないかぎり、そのことが当該州が合衆国に対して反乱の状態にはないという決定的な証拠とみなされる」として、合衆国から離脱さえしなければ、その州が黒人奴隷制を維持しているか否かについては触れてもいない。すなわちこの布告は、黒人奴隷の解放を宣言しつつも、合衆国からの離脱を選択しなかった黒人奴隷制を有する諸州（ボーダー・ステイツという）については、曖昧なままにした矛盾に満ちたものである。驚くべきことに、この奴隷解放の布告の文言だけを読む限り、南北戦争とは、合衆国の統合を第一義的な目的としており、黒人奴隷の解放は主題ではないようにも読めるのである。

ただしこれをもって、「南北戦争は、合衆国の統合をおもな目的としておこなわれたものであって、黒人奴隷制の問題は、リンカンにとって二義的な問題にすぎなかった」と断じるのは、近年の研究動向においては早計であるといわざるをえない。ドリス・カーンズ・グッドウィンら、近年の南北戦争研究者による膨大な一次史料の検討によって、リンカンはこれまで想定されていたよりも早い時期に黒人奴隷制に関心をもち、かつその制度に否定的な見解をもっていた可能性が高いことが論証されている。リンカンが公式の場において黒人奴隷制に反対することを明言したことはないのは確かだが、これは黒人奴隷制を抱えたまま独立し、それが南部諸州の伝統的制度として定着し、すでに広大な版図を有するに至った合衆国政治のかじ取りの困難さの中心に彼がいたことを示していたとみるのが穏当な理解ではないだろうか。リンカンが黒人奴隷制に主たる関心をもっていたか否かをこの布告の文言だけから考察するのは、とても困難である。なぜなら、彼は複雑な政治的状況に身をおいていた政治家なのであり、それゆえ彼の言葉には政治性があるからである。

アメリカ史のなかの「奴隷解放の布告」

では、厳密なテキスト解析からいったん距離をおき、この布告を初期のアメリカ史の文脈のなかに位置づけてみてはどうだろうか。**資料2**は、1787年に起草されたアメリカ合衆国憲法において、唯一、黒人奴隷制について言及した条文である。アメリカ合衆国憲法には、黒人奴隷制についての規定がこの1箇所にしかないというのはあとに論じるように、決して小さなことではない。この条文には、そもそも「黒人奴隷」という文言自体が存在していないが、「自由人以外のすべての者」が黒人奴隷を指していることは確かである。いわゆる「5分の3条項」と呼ばれる、黒人奴隷制について規定したこの条文を理解するためには、アメリカ合衆国憲法の制定過程を確認しなければならない。

「5分の3条項」の歴史的文脈

1783年のパリ条約で、アメリカ合衆国の独立は国際的に承認された。この条約は、76年の独立宣言から足掛け8年おこなわれた戦争の講和条約である。講和条約である以上、アメリカ合衆国と、イギリスをはじめとした戦争に関与した国々とのあいだで締結された条約義務を履行しなければならない。独立戦争は、ただイギリス領北アメリカ13植民地と、イギリス本国とのあいだでなされた戦争ではなかった。フランス・スペイン・オランダ・プロイセン・スウェーデンなどヨーロッパ諸国も関与した国際戦争だったのである。しかし83年の段階においては、アメリカ合衆国には、条約義務を主体的に担う中央政府が存在していなかった。そもそも76年の独立宣言は、イギリス領北アメリカ植民地13邦のイギリスからの独立を宣言したものであり、アメリカ合衆国という名称自体は、独立戦争も終盤にさしかかった81年に諸邦間で締結された連合規約で登場したものであるにすぎなかった。そこでパリ条約で締結された条約義務を主体的に担う中央政府(連邦政府)の枠組みとして、87年5月に統一国家の必要性を認識する各州の代表者が「連合規約の改正」を名目にフィラデルフィアに参集し、9月にはアメリカ合衆国憲法が書き上げられた。アメリカ合衆国憲法が、民主的プロセスを通して制定されたものではなく、少数の名望家たちが速成作業で完成させたものであるというのは、「憲法とは何か」を考える事例として興味深い。少なくともアメリカ合衆国憲法に関する限り、必要にせまられて急ごしらえで作成されたものであり、それは民主的なものでも、賢慮に満ちた文書でもなかった。それゆえ、アメリカ合衆国憲法には、妥協の産物としての側面がいくつも確認される。

たとえば、新たに創設される連邦議会の議席配分などはその端的な事例であろう。人口規模の大きな州は、人口に比例した議席配分を望み、人口規模の小さな州はそれでは州の自立性を弱めてしまうと考え均等配分を望んだ。連邦政府の創設を急いだ憲法の起草者たちは、連邦議会を上院と下院の二院制にして、上院は人口規模に無関係に各州に2議席とし、下院は人口に比例して議席配分をおこなうことにした。上院は諸州の対等性を保証し、下院は多数性に配慮したものになっている。

しかしここで問題になったのは、下院の議席配分における基礎人口の数え方である。黒人奴隷制を有する南部諸州は、黒人奴隷も基礎人口の算定の際に加えることを望んだが、すでに黒人奴隷制を廃止していた北部諸州は、選挙権を有さない黒人奴隷を基礎人口の算定に加えることに強く反対した。その南北の妥協の産物が**資料2**に示された「自由人以外のすべての者(黒人奴隷)の数」に5分の3を乗じるという基礎人口算定方式である。今日的な価値観においては実に酷い結論ではあるが、1787年の段階では、このような妥協策をとらなければ統合国家の政府は創設できなかったのである。

州権論と黒人奴隷制

本稿の主旨で注目すべきは、黒人奴隷制はあく

まで州の専権事項であり、連邦憲法によって規定された連邦政府の管轄外であったという歴史的事実である。アメリカにおける政治的主体は州であり、州には約160年におよぶ植民地創設以来の自治の伝統があった。それに対して、連邦政府という統合的政府は、新参者にすぎなかった。

たとえば黒人奴隷に関して考察するなら、アメリカにはじめて商品として購入されたのは、1619年であったと推定されている。そして61年にヴァジニアにおいて法律により正式に黒人奴隷制が始まった。17世紀においては、タバコ農園でごくささやかな規模で黒人奴隷は使役されていたと考えられている。しかしこれが18世紀後半にイギリスで産業革命がおこり自動綿繰り機が発明されると、綿製品の原材料となる綿花の需要が文字通り爆発的に増大した。この需要にこたえたのが、植民地時代末期のアメリカ南部の綿花農園であった。綿花の栽培と収穫は大規模かつ早急におこなわれなければ、その巨大な需要にはこたえられない。つまり無制限に低廉な労働力を必要とした。それゆえ、黒人奴隷の需要は、「すべての人間は神によって平等に造られ、一定の譲り渡すことのできない権利を与えられており、その権利の中には生命、自由、幸福の追求が含まれている」[1]という、1776年の独立宣言が記されたまさにその時期に急速に拡大した。さしたる産業も、国際競争力のある産品もなかった独立時のアメリカ合衆国においては、黒人奴隷制が生み出す綿花は、輸出総額の実に54%に達していた。アメリカ合衆国憲法の起草にあたり、黒人奴隷制を廃していた北部諸州が、南部諸州に妥協せざるをえなかった事情がここにある。黒人奴隷制は、白人による民主制国家アメリカにとって、切除することがきわめて困難なほど癒着した病理であった。

初期のアメリカ史において、政治的主体はあくまで州であったこと。それゆえ、アメリカ合衆国憲法は、あくまで諸州間の協定にすぎないという認識が存在していたこと(州権論)。そして黒人奴隷制はあくまで州法によって規定された存在であり、連邦政府が入り込む余地がないと考えられていたこと。これらをふまえるならば、リンカンの「奴隷解放の布告」がアメリカ史において画期をなすものであったと理解できよう。この布告は、当時の法律論の枠組みにおいては、あくまで布告であり、宣言であるにすぎなかった。アメリカ合衆国憲法の規定と、初期のアメリカ史が示すように、連邦政府には州の専権事項である黒人奴隷制には介入する手段を本来はもたない。それにもかかわらず、リンカンの「奴隷解放の布告」は、合衆国大統領の名において、合衆国を離脱した南部11州を「反乱の状態にある州」と指定し、かつ奴隷の解放を命じている。これは州と連邦の関係という、アメリカ合衆国建国以来の曖昧で政治的にデリケートな問題に根本的な革新をせまったものなのである。

「奴隷解放の布告」が南北戦争に与えた影響

すでに論じたように、1863年のリンカンによる「奴隷解放の布告」が、純然たる黒人奴隷の解放という観点からは矛盾に満ちたものであり、また、本来は州の専権事項であった黒人奴隷制については、連邦政府の行政首長である大統領にはアメリカ合衆国憲法の構造から、その改変をせまることは不可能であった。それゆえ、この布告が何らかの実効性があったとは考えられていない。そもそも南北戦争とは、南部11州の合衆国からの離脱を決して認めないという連邦政府の立場からおこったものである。黒人奴隷制の問題はその限りにおいて、考慮の対象となりえた。しかし、戦争という非常事態によって、こうした歴史的に形成されたアメリカ合衆国の状態に外科手術をほどこす機会が訪れたのである。

アメリカ合衆国憲法における戦争権限

アメリカ合衆国憲法では、合衆国が対外戦争を

おこなう際の規定が記されている。兵員の徴募、軍隊の編成、それらに必要な予算の策定、宣戦の布告と講和といった権限は、すべて連邦議会に帰属する（アメリカ合衆国憲法第１編）。では、アメリカ合衆国憲法は大統領の戦争権限をどのように定めているのだろうか。それは、軍隊の総司令官（Commander-in-chief）である。条文を示すとつぎのように記述されている。「大統領は、合衆国の陸海軍および現に招集されて合衆国の軍務に服している各州の民兵の総指揮官である」（アメリカ合衆国憲法第２編第２節１項❷）。つまり、憲法の規定においては、国家がおこなう対外戦争の権限は基本的に連邦議会が有し、大統領は軍事指揮官の最上位の存在であるにすぎない。連邦議会による大統領の統制というのが、合衆国におけるシビリアン・コントロールの形である。しかし、南北戦争とは内戦であり、通常の状態であれば連邦議会の構成員である南部11州が離脱した状況というのは、憲法の想定外の事例であり、戦争遂行の権限は事実上、総司令官である大統領にゆだねられる。合衆国の行政首長である大統領の戦争の大義は、南部11州の合衆国からの離脱を認めないという明確なものであった。それに対して、合衆国からの離脱を強行した南部11州の目的は、結局のところ黒人奴隷制の維持であった。合衆国には、黒人奴隷制を維持する州は存在していたが、南部11州のなかには、黒人奴隷制を有さない州は存在していないのは周知の事実であった。たしかに、当初の南北双方の戦争の目的は、南部11州の合衆国からの離脱の是非をめぐる問題ではあった。しかし、戦争が継続するに従い、南北戦争の性格は変容していく。その契機となったのが1863年の「奴隷解放の布告」であった。これ以降、この凄惨な内戦は黒人奴隷制をめぐる道徳的問題をはらむものになっていったのである。

南北戦争と国際政治

国家にとって、内戦が危険である最大の理由の１つに、外国勢力の介入がある。それは古代から現代に至るまでかわらない。もしヨーロッパ諸国のどこかが合衆国を離脱した南部11州を「反乱の状態にある州」とみなさず、アメリカ連合国の独立を承認すれば、それらの国々からの支援を期待できただろう。そもそも南部11州が合衆国からの離脱と独立の宣言を強行できた心理的背景には、奴隷制綿花農園を運営していた南部11州は、イギリスをはじめとしたヨーロッパ諸国とのつながりが長かったことがある。明らかにヨーロッパ諸国の支援、とりわけ産業革命期に膨大な綿花を供給してきたイギリスの支援を期待していた。

リンカンが「奴隷解放の布告」を公表したもう１つの重要な意図は、内戦における外国勢力の介入を予防することにあった。アフリカ人を奴隷という「商品」にしたのは、15世紀から17世紀にかけて展開した大航海時代のヨーロッパ人である。しかし、ヨーロッパ諸国は法律あるいは判例によって、18世紀には漸次的にアフリカ人奴隷の売買を禁止しはじめており、南北戦争が始まった19世紀半ばには黒人奴隷制を公式的に有する国はヨーロッパには存在していなかった。イギリスも、自国は事実上黒人奴隷制を廃止していたが、アメリカの南部で運営されている奴隷制綿花農園で栽培されていた綿花を購入しており、伝統的に南部諸州に親和的な態度をとっていたが、アメリカ連合国の独立の承認は保留した。その理由の１つには、南北戦争が始まる頃には、イギリスは綿花の供給元をアフリカやインドに拡大しており、アメリカ南部諸州が供給する綿花の重要性が相対的に低下していたという事情がある。これに加えて決定的な要因としてあげられるのは、「奴隷解放の布告」によって南北戦争の性格が黒人奴隷制の廃止につながる道徳的なものに変容したことである。

アメリカ社会の内部においては、黒人奴隷制はアメリカの政治的、社会的伝統と深くからみついたデリケートな問題であり続けた。それは、黒人

奴隷制を維持しながら合衆国にとどまった州を抱えていたリンカンの布告に示されている通りである。しかし、すでに公式的には黒人奴隷制を廃止していたヨーロッパ諸国は、南北戦争が黒人奴隷制廃止につながる道徳的な性格を有していると認識した。リンカンが奴隷解放を宣言したからである。この観点から敷衍（ふえん）して語るべきは、リンカン政権の外交努力であろう。合衆国の外交を担当した国務長官のウィリアム・スワードは、政治家としては穏健な奴隷制廃止論者であり、「奴隷解放の布告」をヨーロッパ諸国との交渉で大いに利用した。またリンカン政権が駐イギリス大使として送り込んだチャールズ・フランシス・アダムズは、第２代大統領ジョン・アダムズの孫であり、第６代大統領ジョン・Q・アダムズの息子であった人物であり、合衆国建国以来、イギリスに深い人脈を有していたアダムズ家は、黒人奴隷制に否定的立場をとっていた。南北戦争が、外国勢力の介入なしの純然たる内戦であることを維持できたのは、こうしたリンカン政権の外交努力があった。「奴隷解放の布告」は、合衆国の内政においては、矛盾に満ちた効果の薄い布告であったが、実は外交文書という側面をもっていたということを見落としてはならない。南北戦争期の合衆国の外交については、現在も研究が更新されている課題であり、グローバル・ヒストリーが今後の世界史教育の重心となる動向に鑑みて、黒人奴隷制の重要度は増していくだろう。

おわりに

本稿は、「奴隷解放の布告」をアメリカ史、憲法史、内政史、外交史の観点から読み解き、考察したものである。南北戦争は、史実が示す通り合衆国の勝利によって終結したが、それは62万人（75万人という統計も存在する）の戦死者を出した凄惨なものであった。黒人奴隷制とともに白人による民主主義国家として建国したアメリカにとって、この問題がどれほど根深かかったかを思い知らされると同時に、本稿がエイブラハム・リンカンの奴隷制についての終始謎めいた立場を理解する材料になれば幸いである。アメリカにおける黒人奴隷の解放が、戦争という過酷な経緯を経なければ実現しなかったのは厳然とした事実である。黒人奴隷制を明示的に禁止した憲法修正13条、「５分の３条項」を廃止した憲法修正14条および16条が可能となったのは南部11州の軍事的敗北によらなければならなかった。

しかし、アメリカ史を概観する限り、黒人差別の歴史は、むしろ南北戦争の終結以降に本格的に始まったといわざるをえない。それは2020年のBlack Lives Matterにつながる今日的問題でもある。今日を理解する意味でも多角的かつ広角的に歴史を学ぶ必要があるだろう。

❶大下尚一・有賀貞・志邨佑・平野孝編『史料が語るアメリカ――メイフラワーから包括通商法まで　1584-1988』（有斐閣、1992年）。
❷田中秀夫編集代表『BASIC英米法辞典』（東京大学出版会、2002年）。

（いしかわ・たかふみ／帝京大学文学部教授）

教科書 Q&A

望厦・黄埔条約と無条約国

解説 村上 衛

アヘン戦争後、どうして清は、戦っていないアメリカやフランスと条約を結んだのですか？

条約は、戦争をしていた国のあいだでだけ結ぶものではありません。南京条約はイギリスと清朝のあいだのアヘン戦争の講和条約です。しかし、アヘン戦争前に中国と貿易をおこなっていたのはイギリスだけではありません。アメリカやフランスなどの多くの欧米諸国の商人が広州にきて、貿易をおこなっていました、そして南京条約とその後の清朝とイギリスのあいだの諸条約などで、イギリスは領事裁判権や協定関税制度、片務的最恵国待遇など、様々な特権を獲得しました。清朝は最恵国待遇を他国にも恩恵として付与するとしましたが、アメリカとフランスは条約を結ぶことで、正式な条約関係を構築し、特権を確実に得ることを考えました。そこで1844年10月に、アメリカが望厦条約、フランスが黄埔条約を結んだのです。このほかにも清朝は、45年７月にはベルギーとの協定、47年３月には北欧のスウェーデン・ノルウェーとのあいだに通商条約を結びました。

欧米諸国と広州貿易

1644年に清朝は中国本土支配を開始しますが、東南沿海では海上貿易を基盤とする鄭氏が抵抗したため、清朝は民間の海上貿易を禁止し、中国の対外貿易は停滞しました。83年に鄭氏が降伏すると、清朝は民間の対外貿易を認め、欧米船の中国への来航も再び増加し始めましたが、それはしだいに広州に集中していきました。そこで清朝は1757年に欧米船の来航を広州一港に制限しました。もっとも、清朝は陸路で貿易するロシア以外の国々の広州来航を認め、貿易量も貿易額も制限せず、広州一港化ののちにむしろ欧米船の来航は増大しました。

広州への欧米船来航が増大したのは、イギリスをはじめとする欧米諸国において紅茶を飲む習慣が広まり、中国からの紅茶の輸入が増大したからです。この広州から欧米に茶を輸出する貿易の中心となったのがイギリス東インド会社でした。

1783年にアメリカが独立すると、アメリカ商人はその翌年には広州に来航しました。アメリカ商人はボストンなどのアメリカ東海岸の貿易港を拠点とし、茶貿易で活躍し、中国には毛皮やアヘン・銀を輸出するようになり、イギリス商人の強力なライバルとなります。

フランスは1604年に東インド会社を設立して1728年には広州にも進出しましたが、インドにおいてイギリスに敗れ、69年に東インド会社も解散、広州貿易はイギリスには及びませんでした。このほか、北欧諸国が広州の貿易で重要でした。

紅茶貿易が拡大してイギリス側から中国への銀流出が増えると、イギリスでは東インド会社への批判が増えました。そこで東インド会社は支配下にあるインドのベンガルでアヘンを生産し、カルカッタからこのベンガル・アヘンを中国に輸出しはじめました。アヘン貿易にはアメリカ商人も積極的に参与し、トルコ産のアヘンやイギリス東インド会社の支配下でない地域で生産され、ボンベイから輸出されるマルワ・アヘンを中国に持ち込みます。こうしたアヘン貿易に対する清朝による取り締まりを契機に1840年６月、アヘン戦争が勃発します。

南京条約と最恵国待遇

アヘン戦争はイギリスの一方的な勝利に終わり、1842年７月、南京条約が結ばれました。この条約は５港の開港を決めていましたが、貿易に関しての具体的な取り決めはほとんどない簡単なものでした。そのため、新たな開港場で貿易を実際におこなうためには、追加条約が必要でした。

その後、広州付近において清朝側とイギリスのあいだで交渉がおこなわれ、それは「通過税に関する宣言」「五港通商章程」「税率表」「虎門寨追加条約」によって具体化されました。そこで清朝は、協定による関税率（関税自主権の喪失）、領事裁判権、片務的な最恵国待遇を認めることになります。これらは当時は不平等条約とは認識されていませんでしたが、のちに不平等条約として中国が克服をめざす対象になります。

1843年に清朝はアメリカの要求にもとづいて、最恵国待遇をイギリス以外の国々にも恩恵的に付与するという措置をとりました。清朝側は、これは恩恵的に与えたものだと解釈し、それ以上の条約を結んで束縛されることを嫌いました。しかし、アメリカとフランスはこうした最恵国待遇などの特権を含んだ条約を結ぶことで、条約にもとづく関係を確実にしたいと考えました。また領事裁判権などは条約を結んで中国に領事を派遣しない限り、実際には行使できないものでした。そこでアメリカ・フランスは清英間の諸条約をまとめたかたちの望廈・黄埔条約を清朝と結びました。のちにスウェーデン・ノルウェーとのあいだで望廈条約とまったく同文の条約が結ばれ、清朝とベルギーの協定では最恵国待遇を明記しました。

一方、中国との貿易を陸路のみに制限されてきたロシアは開港場での貿易を望みましたが清朝側は条約を結ぶことを拒絶しました。このほかの欧米諸国が清朝と条約を結ばなかったのは、清朝側が条約締結を好まず、無条約国に対しても先述のように最恵国待遇を認めていたからです。また、無条約国の人々は法的には清朝の法に服すべきでしたが、実際には清朝の法は無視され、イギリス商人が無条約国の代理領事をつとめることはありましたが、正式の自国領事はいませんでしたから、領事裁判権の管轄外になりました。結果としてこうした無条約国人はだれにも統制を受けない状況になっていました。

第２次アヘン戦争と条約体制

南京条約以降もイギリスの対中国貿易は拡大せず、清英間の外交交渉も停滞しがちでした。そこでイギリスはフランスとともに再度清朝に戦争をしかけ、1856年に第２次アヘン戦争（アロー戦争）が勃発します。この戦争において英仏が清朝に勝利したことにより、58年の天津条約では清朝は華北・東北と長江沿いを開港するとともに、外交使節の北京常駐やキリスト教の布教を認め、これは60年の北京条約でも確認されます。

アメリカとロシアはイギリスに呼びかけられたものの、第２次アヘン戦争に参加しませんでした。しかし、両国は条約改正交渉には参加するという立場をとっており、天津条約の交渉ではイギリス・フランスとともに参加して条約を結び、1860年にはロシアも北京条約を結びます。1860年代にはさらに、これまで条約を結んでいなかったオランダやドイツ諸邦なども清朝と新たな条約を締結し、欧米諸国と清朝のあいだの条約体制ができあがっていきました。新たに条約を結んだ諸国は、公使や領事を正式に中国に派遣し、無条約国の人々の管轄問題も、欧米諸国に限ればしだいに解消していきます。もっとも、中国をめぐる条約体制には日本や朝鮮などのアジア諸国や南米諸国は含まれず、これはその後の課題となっていきます。

（むらかみ・えい／京都大学人文科学研究所准教授）

教科書
Q&A

剣闘士と死

解説　阿部 衛

ローマ帝国の剣闘士は死ぬまで戦うのですか？　もしそうなら、どれくらいの割合で死者が出たのですか？

剣闘士競技は古代ローマ帝国でおこなわれていた見世物の１つで、紀元前４世紀から紀元後５世紀までの長期にわたり、帝国各地でおこなわれてきました。剣闘士試合といえば、古代から死や残酷な場面がモザイク(巻末図版)やレリーフに描かれ、近年では、映画やドラマで残酷なシーンが強調されることもあり、血なまぐさい競技という印象が一般的だと思われます。

さて、ご質問いただいた剣闘士と死の関係性についてですが、これは時代や地域、そしてその剣闘士競技の開催形式によって異なります。そのため、以下では、対象とする時代を、主として剣闘士競技が盛んにおこなわれた紀元後１、２世紀に、また試合の形式は、罪人の処刑や野獣との戦い、集団戦を除外し、剣闘士同士の１対１の対戦に限定し、のべていきます。

決着の方法

剣闘士と死のリスクを考察するにあたり、まずは剣闘士試合の決着の方法についてみていきましょう。剣闘士競技には、様々な試合の決着がありました。一方が戦闘不能になることもあれば、致命傷を負う前にみずから降伏することもありました。また、両者決め手を欠き、膠着状態におちいり、引き分けとなることもありました。

これは剣闘士の墓碑からうかがえます。剣闘士の墓碑には、試合数・勝利数・引き分け数が記されていることが多いですが、例えば、フランマという剣闘士は34試合を戦い、勝利は21回、引き分けは９回、そして助命が４回であったとされています。また、パルドゥスという剣闘士は、碑文の欠損から正確な数字を読み取ることができませんが、剣闘士として20年活動し、25(あるいは35)試合を戦い、勝利は19回、引き分けは６(あるいは16)回でした。このように、剣闘士には引き分けもあれば、負けもありました。そして複数回敗れていることからもわかるように、敗北がすなわち死を意味するというわけではありませんでした。

では、敗れた剣闘士はどのように処遇されたのでしょうか。もっとも厳しい場合、敗北を認めた剣闘士は対戦相手によって闘技場の真ん中で喉をかき切って処刑されました。その一方、敗者には命乞いをすることが許されていました。敗者を処刑するか、助命するかの最終的な判断をくだしたのは、その試合の主催者でした。主催者が親指を下に向ければ助命、上に向ければ処刑となりました(今日の親指を用いたジェスチャーとは逆)。

しかし、このような判断は主催者の独断でおこなわれたわけではありません。主催者の決定に大きな影響力を有したのが、闘技場につめかけた観衆の反応でした。最終的な決定権を有していたのは、主催者ではありましたが、そもそも剣闘士試合の開催の目的の１つに大衆の支持を取りつけるということがありましたから、観衆の要求をむげにすることはできなかったのです。

ところで、観衆は、どのような基準で敗者の処遇を決したのでしょうか。それは個別の事例ごとに理由は異なったでしょうが、１つヒントとなるものが、古代ローマを代表する知識人であるキケロやセネカによってのべられています。両者によれば、そ

の剣闘士が勇敢に戦ったのであれば、観衆はその剣闘士の助命を要求し、情けない戦いぶりであったのならば、死を要求したというのです。ここから観衆は、むやみやたらに剣闘士の死を求めたのではなく、勇敢さを剣闘士試合に求めていたことがうかがえます。

剣闘士の死亡率

では、実際にどのくらいの割合で剣闘士は命を落としたのでしょうか。この点についてはヴィルというフランスの研究者が碑文や落書きの情報を統合した興味深い試算をしています。エーゲ海の最北部のタソス島では７試合のうち１件、イタリアのナポリ近郊のポンペイでは18試合で４件、テヴェレ河畔では２試合で１件の喉切りが確認されています。その一方で、イタリア南部のウェナフルムでは、５試合でだれも死亡していません。彼の集めた事例によれば、32試合中６件の喉切りがあったそうです。100試合で19人程度です。言い換えるならば、200人で19人の割合で喉切りがあったということになります。こうしたことから、今日では、おおよそ10人に１人前後の割合で剣闘士が死亡したとの理解が一般的です。

ただし、この見積もりは、各剣闘士の立場をふまえたものではないため、額面通りに受け取るわけにはいきません。なぜなら、剣闘士の死亡率は剣闘士の地位によって異なったと考えられるからです。剣闘士には、新人や古参といった経験の区別のほか、首位や２位、３位といった序列制度がありました。そして、この違いが、剣闘士の死のリスクに関係したと考えられます。実際に剣闘士の墓碑からは、彼らが駆け出しのころにたくさん試合をこなしていることが窺えます。先のパルドゥスは20年間剣闘士として活動し、試合数が25戦ないしは35戦でしたが、これを１年あたりに換算するといずれの場合でも年１、２試合程度に落ちつきます。しかし、同じ剣闘士でも21歳ながら22戦を経験している者もいます。これを年１、２試合程度と見積もるならば、この者は、10歳くらいから戦っていることになります。このほかにも20歳前後で10戦以上している剣闘士は複数います。こうしたことから、剣闘士の死のリスクは新人の頃が高く、戦歴を重ねるにつれ、徐々に低くなっていったと考えられます。

これは試合の主催者の視点からも裏づけられます。剣闘士試合を開催するにあたって、自前の剣闘士養成所を所有していない場合、主催者は剣闘士をレンタルしました。その契約に関して、後２世紀中頃の法学者ガイウスは興味深い叙述を残しています。彼によれば、試合で剣闘士が負傷や死亡した場合、その剣闘士は買取りになったというのです。驚くべきは、そこにたとえとしてあげられている数値で、通常のレンタル料の50倍の値段に設定されていることです。ここから、剣闘士の負傷や死は大きな経済的負担を主催者に強いたことが読み取れます。その一方で、このような側面を逆手にとり、主催者は剣闘士の死を提供することで、自身の経済的な豊かさや、気前のよさを人々に示すこともできましたが、そのような形式での試合が一般的であったとは考えにくいのです。というのも、剣闘士の死がありふれたものであったのならば、その死の価値が下がってしまい、剣闘士の死を通して気前の良さを示すという仕組みそのものが機能しなくなってしまうからです。

以上のように、全体的な傾向として、紀元後１、２世紀において、剣闘士は死ぬまで戦うことはあまりなかったといえるでしょう。当然、剣闘士たちは、鋭利な剣を駆使し、急所を剥き出しにした状態で戦っていたわけですから、試合中に命を落とすリスクはありました。しかし、剣闘士試合が少なくとも剣闘士の死を提供すること自体を目的としてはいなかったことは確かです。

（あべ・まもる／東京女子大学非常勤講師）

つかず離れずの中国史研究

吉澤 誠一郎

1968年生まれ。群馬県立沼田高等学校および東京大学文学部卒、同大学院を経て、95年に東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所助手。現在、東京大学大学院人文社会系研究科教授、博士(文学)。専門は中国近代史。

はじめに

私が大学に入ったのは1987年で、今から振り返れば「バブル時代」の絶頂期にあたります。

1980年代の中国といえば、改革開放政策が進展していて、日本でも中国の変化について楽観的な期待が広がっていました。たしかに89年の六四天安門事件は、すでに中国研究を積み重ねていた先人たちにとっては大きな衝撃だったようですが、そのころ私はまだ国史学の学生で、むしろテレビで北京などの状況を解説する「中国専門家」の解説が見当はずれなことに不満を感じていました。

その前年にあたる1988年には、私ははじめて１人で中国旅行をしており、中国の事件に対して一定の関心はあったはずですが、それにしても深く自分にとって意味あるものとして受け止めることはできなかったようです。

それにも関わらず、大学院に入って学問をするならば、まだ基本的な論点が多く未解決のままである中国史研究をやってみたいと思って、東洋史学研究室に移籍しました。この点については、以前に書いたことがあります❶。

都市史への関心

1980年代の日本の中国近代史研究は、大きな転換期にさしかかっていました。中国において毛沢東時代が終わって改革開放政策が進展するにつれて、イデオロギーから自由になって20世紀の中国史を客観的に論じようとする機運が、日本でも高まっていたといえるでしょう。

その結果、「革命史観」による中国近現代史理解への批判が生じました。「革命史観」とは、辛亥革命が清朝をたおし、国民革命が北京政府をたおし、共産党が国民党をたおすという革命の連続として中国近現代史をとらえる見方で、近年まで高等学校の教科書などにも大きな影響を与えてきました。この立場からは、打倒された清朝や北京政府、そして国民政府などは、無能で腐敗した政権と決めつけられていたのです。

しかし、このような「革命史観」を批判するという論者たちは、それぞれの時期にも着実に中国の経済発展や民主主義の展開がはかられていたことに、注目しようとしました。

私自身も、たしかにそのような流れのなかで研究を始めたのですが、何となく、単純な「近代化論」に違和感をもっていました。あとから思えば、1980年代に改革開放政策の展開を賛美していたマスコミの態度への疑問に加え、中国

社会の独自性・特殊性という一面も忘れることはできないのではないかというような漠然とした感じだったかもしれません。

私が、中国近代における警察制度の導入を文学部の卒業論文のテーマに選んだのは、そのような「近代化論」への不満も大きく関係していたと思います。この警察制度は、義和団戦争で連合軍に占領され2年間ほど軍政下におかれていた天津を清朝側が回収するにあたり、その責任者だった袁世凱が導入したものです。たしかに警察制度も「近代化論」でとらえられるものでしょうが、それは経済発展や民主化などではなく、社会的統制の強化、そして義和団をふくむ民衆運動の抑止という側面を色濃くもっていたことになります。

当時の研究者は、清末の地方自治の展開や商人団体の役割、清朝政府による憲法制定などの動きについて民主主義への道程として注目していましたが、私はむしろ官権力による公安機構の展開のほうを強調しようとしたことになります。いずれにしても、このような新しい社会変化は、都市にこそ生じたもので、近代史を都市社会にそくして考察することの重要性についても強く意識しました(農村社会で大きな変化が生じたのは、20世紀初頭ではなくもっとあとのことというのが多くの研究者の見方です)。

その後、もっと様々な研究動向を念頭におきながら自分なりに清末天津史の研究を続けていき、博士論文をまとめました。それを加筆・修正したものが、『天津の近代――清末都市における政治文化と社会統合』(名古屋大学出版会、2002年)です。

この博士論文を書く過程では、中国の南開大学、台湾の中央研究院近代史研究所、英国のオクスフォード大学にまとまった期間滞在して研究することができ、幸運だったと思います。

天津では、しばしば自転車で老城(義和団以前に城壁で囲まれていた地区)あたりや旧租界方面に出かけ、ぼろぼろになった建物に歴史を感じとっていました。今日では、ほぼすべてが整備されたか、取り壊されてしまい、当時の面影はなくなっています。

愛国主義と革命運動

天津史の研究を進めるなかで、20世紀に入ると社会統合の手段として愛国心に訴えかける運動が展開することにも、関心が強まってきました。たとえば、1905年に中国各地でおこった反米運動は、米国の移民政策に反対するもので、中国史上で最初の全国的な対外ボイコットと言えます。このような愛国運動は、当時、中国各地で勢力をのばしつつあった都市型エリートが主導しており、義和団のような民衆運動と明確に一線を画しつつ展開していったものでした。

そして、おりしも2001年は辛亥革命から90周年にあたるということで、中国近現代史の専門誌から依頼されて、「清末政治運動における死とその追悼」という論文を書きました。これは、私にとって、政権の転換をめざす政治運動について論じた最初の論文となりました。

それまで、辛亥革命時期の孫文などの革命派の活動などについては、多くの研究が積み重ねられてきた古典的なテーマでした。過去の研究者は、彼らがどのような政治的志向をもっていたかということを重視していたのですが、私が気になったのは、当時の政治運動のなかで、刑死・獄死したりテロによる自爆で死んだりした人々が、同時代の人々によってどのように悼まれたのかという点でした。同志を失い自分だけ生き残った心の痛みを抱えていった者もいれば、追悼活動によって悲しみをみなで共有して運動をさらに進めていこうとする者もいました。

たぶん、この論文を書くときに微妙に影響を受けたのは、大島渚監督の最後の映画「御法度」(1999年)のようです。ビートたけし・浅野忠信・松田龍平などが活躍するこの映画は、幕末の新選組を描いたものですが、志士・浪士らとの対決という本務よりはその内部の人間模様が

主題となっています。むろん、新選組は徳川政権のために京都の治安維持をはかる武装集団であり、反清の革命家とはまったく異なります。しかし、１つの目的のために成った一隊であっても、個性あふれる人々の集まりのなかで葛藤・軋轢が生じていたことについて、この映画から強い印象を受けました。たぶん、政治運動史研究において、政治的志向の相違で説明していくのではない方法を模索していたときに、この映画から自分勝手に示唆を引き出したのだろうと思います。「御法度」から小集団の人間関係や集団規律を考えるきっかけを得ることができたとはいえ、直接にはその論文に何が影響したのか、はっきりと指摘することができません。さらにいえば、実はこの映画は「衆道」が鍵となって話が展開していくのですが、この点も私の論文とは関係ありません。とはいえ、革命家宋教仁の1906年頃の日記には「衆道」とも思われる記述があり、政治運動についても「衆道」という視点から考察してみる可能性はありそうです。

以上のようにいろいろ実験的なことを考えていたのですが、結果としては、その論文は、愛国運動における死とその政治的利用についての分析に落ちつきました。1905年頃は、清の打倒をめざす革命派と、清による改革に期待する立憲派の対抗が激しく、「革命史観」では立憲派は低く評価されていたわけですが、私としては、両派に共通する要素として愛国意識を強調することになったともいえます。

このようなおもに知識分子による愛国運動について論じたのが、第２の著作『愛国主義の創成――ナショナリズムから近代中国をみる』（岩波書店、2003年）です。この本では、1898年の戊戌政変から1912年の清朝の政権崩壊までの時期を中国ナショナリズム形成にとって決定的な時期として強調しました。その際、ナショナリズムを比較的無前提に受け入れて議論を展開する先人の姿勢とは意識的に距離をとり、ナショナリズムを批判的に対象化して吟味するという姿勢をとることにつとめました。私としては、このような姿勢は強く反発を受けるだろうと予想していたのですが、結果的にはそのようなことはほぼなかったのは意外でした。

アジアのナショナリズムへの懐疑という点で、私が強い影響を受けた研究といえば、小谷汪之『大地の子（ブーミ・プトラ）――インドの近代における抵抗と背理』（東京大学出版会、1986年）をあげないわけにはいきません。たぶん大学に入ってまもなく１年生か２年生の頃に読んだはずです。しかし、中国史研究においては、ナショナリズムの対象化というのは、きわめて難しいことでした。その理由は、戦後日本の中国近代史研究は日本の中国侵略という過去に向き合うことを宿命としていたからです。私は1989年の六四天安門事件以後に本格的に中国史研究を始めたので、そのような先輩研究者たちとは出発点がだいぶ異なるのですが、しかし、先人たちの気持ちもわかっていました。

『愛国主義の創成』のなかでは、愛国の大義を唱え、ときにそれに殉じた人々をなるべく深く理解しようとしました。私にとっては努力して何とかやや理解できるような対象だったのです。

日中関係史への視点

その後、様々な縁もあって、いくつかのほかの分野の研究もしましたが、ナショナリズム運動についても、少しずつ日中関係史としての関心をもって論文を書くようになりました。

実は、私は日中関係史という研究領域に入り込むことには躊躇がありました。日本人研究者として日中関係史を客観的に研究することは難しいと思っていたからです。むろん、日本人研究者は多くのすぐれた日中関係史の業績をあげていましたが、自分としては何となく気が進まない感じをもっていたことは確かです。

ところが、2003年にシンガポールで開催される予定の国際学会において、1908年の第二辰丸事件について報告するように依頼されました。

これは、日本船籍の商船第二辰丸がマカオ付近で清によって拿捕されたことに端を発する問題で、清側としては武器密輸の容疑でとらえたものの日本政府が強硬に釈放を要求したことから、世論が激昂して広東などで対日ボイコットが展開したという一件です。中国近代史上最初の大衆的排日運動です。

この依頼がきた理由は、私が1905年反米ボイコットについて論文を書いていたからでしょうが、第二辰丸事件は日中関係史に関わることから、私としてはやや悩みつつ報告を引き受けた記憶があります。

史料にそくして研究を進めると、当時、広東では治安の悪化により武器密輸への取り締まりが課題とされていたこと、また拿捕の地点がポルトガル政庁の支配するマカオの領域に含まれるか議論の余地があったことなどがわかってきました。むろん、日本政府の対応が事態を紛糾させたとはいえるものの、辰丸事件の背景には日中関係にとどまらない要因が多く作用していたと考えるようになりました。

このような点から、五四運動などの対日運動についても、より広い文脈から分析を加えることが必要だろうという見通しを得ることができました。たとえば、上海の五四運動については、かねてから労働者がストライキに参加したことが重視されてきました。しかし、彼らがなぜそのように動いたのかについては、同業団体の動員を重視する説、彼らの反日感情を指摘する説などがありました。私は、むしろ労働者たちが、みずからを「工界」に属していると位置づけたうえで、学生や商人たち(「学界」「商界」)とともに国民の一分子として運動に参加したいと願う自己肯定の言説が大きな刺激を与えていたと考えました。

このような近代における排日運動の背景にある様々な要因を考えようとしたのが、最近の『愛国とボイコット――近代中国の地域的文脈と対日関係』(名古屋大学出版会、2021年)です。

このような研究と、2005年などに中国各地で展開した反日デモとが関係あるかとずばり問われても、答えは曖昧になってしまいます。私は例えば五四運動をどのように理解するかという学者のあいだの過去の論争を念頭において自分の議論を展開したとこたえたいのですが、だからといって、自分の同時代におこった事柄をまったく意識していないとも断言できません。

不即不離

こうしてみると、私の研究の問題関心と変化の激しい中国の実態との関係は、不即不離とまとめるのがよいように思います。近代史研究は、研究者の同時代から一定の距離を保って冷静に史料分析のできる領域であるとはいえ、同時代の状況と無関係に問題設定しているわけではないというのが一般的にいえるでしょう。とはいえ、研究者ごとにその姿勢に大きな相違があるというのが実情かもしれません。

私が、都市社会やナショナリズム運動を研究したことは、やはり20世紀末から21世紀にかけての中国の状況と無関係ではなかったと思います。しかし、歴史研究の成果によって同時代中国のことが大してわかるようになるわけではなく、ましてや将来を占うことなど不可能です。また、中国とは別個に歴史学のなかで展開している議論から影響を受けてきたことも確かです。

そして、以上書いてきたことによれば、多少の偶然によって手をつけたテーマがそれなりに展開していったという側面も多分にあります。そのような偶然も良いこととして受け止め、もう少し不即不離の間合いで、研究を続けていきたいと考えています。

---

❶「教員エッセイ「私の選択」 転変する話」東京大学大学院人文社会系研究科・文学部(http://www.l.u-tokyo.ac.jp/teacher/essay/2007/2.html)(最終閲覧日:2021年10月13日)。

(よしざわ・せいいちろう
／東京大学大学院人文社会系研究科教授)

田中 一郎 著

ガリレオ裁判
――400年後の真実

紹介者 美那川 雄一

岩波書店
2015年10月
新書判
236ページ
本体780円

目次

はじめに
第1章　ガリレオを愛したナポレオン
第2章　宗教裁判
第3章　天文観測による発見――興奮と忍び寄る危機
第4章　序幕――1616年の宗教裁判
第5章　『天文対話』
第6章　裁判の開始
第7章　第1回審問―― 1633年4月12日
第8章　第2回審問―― 4月30日
第9章　第3回審問―― 5月10日
第10章　判決
第11章　「それでも地球は動いている」
おわりに
主要登場人物
あとがき
主要参考文献

「それでも地球は動いている」とつぶやき科学者としての信念をつらぬいたガリレオ・ガリレイ。科学史家の田中一郎は、本書において「科学の人」としてのガリレオの神話解体を宗教裁判史料にもとづき丁寧におこなっている。そもそも、「科学者」という言葉そのものが19世紀になってつくられ、17世紀に「科学」という考え方はなかった。ガリレオはトスカナ大公付き首席「数学者」であり「哲学者」であった。そのガリレオの崇高な科学者としての「神話」はどのようにつくられたのか、本書は19世紀ナポレオンのローマ侵攻により、ガリレオの裁判記録がフランスに移送されるところから話が始まる。

第2章では、16・17世紀のヨーロッパ世界が依然として宗教的権威の世界であったことを宗教裁判の側面から説明する。そして、第3章以降がガリレオの登場となる。金星の満ち欠けに関する主張など、ガリレオの思想は当初から拒絶されたわけではなかった。当時、ローマは学問の中心地であり、イエズス会の設立したローマ学院などは最新の科学的知識を受容しており、高位聖職者のなかにはガリレオの天体に関する考え方に好意的な者もいたためである。著者は一次史料をあげて、ガリレオを取り巻く人間関係を整理している。

しかし、ガリレオがローマにおける支持者を失うと、形勢はかわった。ガリレオの『天文対話』を読んだ教皇から差し押さえ命令が出される。教皇にとっては、問題はガリレオの天文に関する理論の科学的妥当性ではなく、「信仰と宗教にかかわること」としてとらえられた。教皇を頂点とした教会官僚制の性格、そして当時のパトロン・クライアント関係の政治的性格が裁判に影響した。本書は「科学と宗教の対決」というガリレオ裁判に関する伝統的な言説に対して異なる視点から追究することで、近世に生きたガリレオの姿を浮かびあがらせる。

「近世」という時代を「人間なるものの神からの解放」と単純化したり、啓蒙思想を伝統的なキリスト教信仰と切り離したりする見方は古くなった。本書は、ガリレオの生きた時代を裁判史料にもとづいて再構成することに成功している。そして18世紀以降ガリレオはどのように語られるようになったのか、英雄としてのガリレオの「物語」を時代背景とともに考えさせる。宗教裁判の背景、原因、結果そして後世への影響を史料にもとづき考察することで、ガリレオの真実にせまる一冊である。

（みながわ・ゆういち／静岡県立小山高等学校教諭）

渡辺 信一郎 著

シリーズ 中国の歴史 1
中華の成立
——唐代まで

紹介者　小川 正樹

岩波書店
2019 年 11 月
新書判
266 ページ
本体 840 円

目次

いま、中国史をみつめなおすために——シリーズ中国の歴史のねらい
はじめに
第 1 章　「中原」の形成——夏殷周三代
第 2 章　中国の形成——春秋・戦国
第 3 章　帝国の形成——秦漢帝国
第 4 章　中国の古典国制——王莽の世紀
第 5 章　分裂と再統合——魏晋南北朝
第 6 章　古典国制の再建——隋唐帝国
おわりに
図表出典一覧
主要参考文献
略年表
索引

本シリーズの特徴は、中国社会を理解することの難しさを改めて認識させてくれることである。従来の王朝や時代区分で輪切りにした説明では中国社会の多元性や多様性を説明しつくすことはできない、と執筆陣は強調する。王朝の枠組みを取り払い、草原・中原・江南・海域という区分から改めて中国史を考える、という視点は新鮮である。世界史担当者からすると納得のいく説明が展開され、通説を改める叙述は爽快ささえ感じる。

第 1 巻は原始・古代から唐代前半までを扱い、「中国はいかにして中国になったか」を叙述していく。中国社会が黄河文明以降、周辺地域との交流を経て形成されたことはもちろん自明である。しかし、本書のなかで行政制度・税役制度・兵役制度・儀式儀礼が紆余曲折を経ながら、どのように形成されてきたのか、を同時代の文献や新たな発掘成果にもとづいて叙述されるのを読むと、自分の理解が何と表面的であったのか、と衝撃を受ける。

教科書の記述は、その当時の研究成果が反映されるが、それらは歴史学の発展によってつねに上書きされる必要があること、その記述に誤りがある場合も、正しい記述に訂正される必要があることを再認識した。歴史学は科学であり、根拠にもとづいて、論理的に思考し、合理的な説明をしなければならない。歴史を教えるということは、教科書を正確に理解させるだけではない。最新の研究成果ではどう説明されているのか、を生徒にも伝えて考えさせる営みであるべきである。歴史を暗記科目と認識させないためには、教授者による不断の探求が必要であり、本書はその刺激を読者に十分に与えてくれる。

唐代の文献には「均田」「租調庸」という用語は使用されておらず、これらは宋代の文献ではじめて用いられたという指摘は、自分たちが常識として教えてきたことが、実は後世に言い換えられたものであって、決して当時を正確に説明したものではなかったことに驚かされる。「府兵制」の崩壊は、秦国以来の民衆統治の理念が根本から変更されたことを意味するという指摘も、春秋戦国時代から隋唐帝国までの税役・兵役・法制の変遷を俯瞰しなければ決して理解することはできない。

中国という国の形は、たんに王朝や民族が交替して成立してきたわけではない。戦争や混乱、拡大や縮小のなかで、中国とはいかにあるべきかを考え続ける人々によって作り上げられてきた願望であり、それは現在も続いていることを私たちは忘れてはならない。

（おがわ・まさき／函館ラ・サール中学校・高等学校教頭）

澤田 典子 著

よみがえる天才 4
アレクサンドロス大王

紹介者 角田 展子

筑摩書房
2020年11月
新書判
240ページ
本体860円

目次

はじめに――ヴェルギナのアレクサンドロス
第1章　アレクサンドロスに迫る
第2章　東地中海世界とマケドニア
第3章　アレクサンドロスの登場
第4章　ペルシア帝国の打倒
第5章　果てしない征服
第6章　シンボルとしてのアレクサンドロス
あとがき
アレクサンドロス年表
主要参考文献

昨今の歴史教育のトレンドは「固有名詞ではなく歴史概念を教える」である。その観点から考えると歴史上の人物、とくにアレクサンドロスのような「英雄」をどう扱うかは悩ましい。本書によって、英雄の伝えられ方を提示することで生徒に「歴史とは解釈である」ということを理解させる、という視座を与えられた。

本書はたんにアレクサンドロスの詳細な伝記ではない。この人物がどのように語られてきたのかという「アレクサンドロス伝」について、その神話化・伝説化の過程をアレクサンドロスの同時代から、現代の映画におけるアレクサンドロスの描き方まで説きおこす、「アレクサンドロス伝説の歴史」とでもいえる内容こそが本書のテーマであろう。

アレクサンドロスを英雄視し、範と仰ぎ、みずからを重ねあわせようとするローマの権力者たち。一方で、それらの権力者を批判する側からはアレクサンドロスは暴君で独裁者であるとして非難する論調も表れる。やがてプルタルコスのよって「完ぺきな哲人王」「パイデイアを体現する英雄」としてのアレクサンドロス像が完成する。これがルネサンス期以降「再発見」され、大きな影響を与えることとなった。一方、大衆むけの空想伝奇物語「アレクサンドロス・ロマンス」の主人公として彼の名は語り継がれ、イスラーム世界でも理想の英雄として知られる。このようなかたちで後世に名が残る歴史上の人物がほかにいるだろうか。

近世以降、ルイ14世やナポレオンなど、様々な人物が彼に憧れ、「アレクサンドロス模倣」を展開する。19世紀にはギリシア独立のシンボルとなり、ドロイゼンはドイツ統一に絡めてアレクサンドロスを賞賛し、ターンは国際協調を体現する聖人君子的アレクサンドロス像を提示した。20世紀になると今度はそれが一変し、ファシズム批判のなかで、アレクサンドロスは権力悪を体現する存在として批判され、さらに近年は史料の実証研究の成果からアレクサンドロスの否定的評価がめだってきているという。まさに「アレクサンドロス研究者の数だけアレクサンドロス像が存在する」という言葉通りである。

「歴史総合」の指導要領では「歴史の特質と資料」という項目が新設され、歴史は資料にもとづいて叙述されていること、資料を取り扱う際の留意点などを生徒に理解させることになった。「歴史の語られ方」というテーマで生徒が探究的な活動をおこなうと想定した場合、本書は非常に有効な手引きとなるに違いない。

（つのだ・ひろこ／東京都立青山高等学校指導教諭）

ウルリヒ・ヘルベルト 著
小野寺 拓也 訳

第三帝国
――ある独裁の歴史

紹介者 三森 朋恵

KADOKAWA
2021年2月
新書判
264ページ
本体1,000円

目次

第1章　第二帝政と第三帝国
第2章　第一次世界大戦後
第3章　ヴァイマル共和国の右派
第4章　ナチによる「権力掌握」
第5章　迫害
第6章　経済と社会
第7章　拡張
第8章　戦争への道
第9章　戦争の第一段階――1939～41年
第10章　暴力の爆発
第11章　バルバロッサ
第12章　絶滅政策
第13章　戦争と占領
第14章　戦時下の民族共同体
第15章　ドイツ国内での抵抗
第16章　終焉
第17章　おわりに

第二次世界大戦前後のドイツについて、演説や報告書の言説を紹介しながら、新書という文章量で述べられているのが本書である。ナチ党が勢力を拡大させていく過程やその施策は、授業でもよく取り扱う内容だが、とくに印象的であったこと、連想し考えたことについて述べたい。

1点目は、「我々」の射程についてである。ナチ党が勢力を拡大するなかで、ユダヤ人をはじめ、共産主義者や障がい者、性的少数者に対する虐殺行為がおこなわれた。これらの行為が、「ドイツ国民」が生存し発展していくための正当な理由として語られていた様が、当時の体制側の報告書や演説内容の引用とともに浮き彫りにされている。そのうえで、「ドイツ国民」という共同体・共通理念の創出が戦争の継続を担保し、またその担い手である「ドイツ国民」を戦争から逃さない関係図を形成したという視座を読者に提供している。「我々」を顕在化させる装置として、前述のユダヤ人たちの「他者性」が強調された構図は、現代においてなお、大きな問いを突きつけているのではないか。ヴェルサイユ体制下での対独報復的措置と大戦勃発の相関は教科書や副教材にも詳しいが、本書のような見方を史資料を通じ生徒に体得させる授業も、今後より一層求められよう。

2点目として現代社会に照らしてみたい。いたずらに戦時下と現代を重ね見るべきではないかもしれないが、コロナ禍等々、現状への不満ややるせなさによって攻撃性をおびる動きが、「自粛警察」「上級国民」といった言葉で表れているように思われる。本書でも、戦争が悲惨さを増すにつれ、自身やその家族の生活を守ることで精一杯となっている人々へ眼差しが向けられている。思考停止状態となる、ならざるをえない状況といえる大戦下ドイツ社会の様相を置き換えてみれば、困難や窮地におちいった人間の側面の共通性を見出せるのではないか。情緒的な思考・言動が求心力をもち、客観性が軽んじられてしまう傾向がありはしないか。

史資料にもとづき考察したり検証したりする技能・態度の養成は、地理歴史科の役割の1つだ。しかし読了後、歴史的事象に接した際どのような感情をいだき、行動につなげるのかという営みに、より重点をおくべきではないかとの思いが強くなった。個人が発し瞬間的に共有されるSNSが当然の時代にあって、生徒たちはどのような言葉とともに主観を形成していくのか。

（みつもり・ともえ／秋田県立大館鳳鳴高等学校教諭）

歴史のひろば

冬季オリンピックの歴史を〈綴る〉

和田 浩一

2021年の夏、東京で第32回オリンピアード競技大会(Games of the Olympiad)が開かれた。ところで、オリンピック冬季競技大会(Winter Olympic Games)には、4年間を意味するオリンピアードの文字がない。なぜだろうか。

冬の生活手段から近代的なスポーツへ

冬季大会は1924年にフランスのシャモニーで、オリンピアード大会から30年ほど遅れて始まった。興味深いことに、近代オリンピックの誕生が決まった1894年の国際会議の議事録には、スケートがオリンピックを代表すべきスポーツの1つとしてあがっている。

スケートやスキーはもともと、寒さのきびしい地域の氷上・雪上の交通・輸送手段として発達した。これらの生活手段は道具の改良や運動技術の進化により､すること自体を楽しむ娯楽へと変貌をとげる。1892年に国際スケート連盟が設立され、同年1月にはノルウェーでノルディック複合の大会が開かれるなど、19世紀末には近代スポーツとしてのかたちを整えた。20世紀を待たずして屋内人工スケートリンクを建設したヨーロッパ人の娯楽にかける情熱には、驚きを隠せない。

1908年のロンドン大会ではフィギュアスケートが、20年のアントワープ大会ではフィギュアスケートとアイスホッケーが、いずれも屋内リンクで実施されている。冬の生活手段から組織的に楽しむ身体活動へと近代化を果たした冬のスポーツの存在と、大会で採用される競技種目の決定権がIOC（国際オリンピック委員会)ではなく大会組織委員会にあったという当時の事情が、これらのエピソードを生み出した。

オリンピアード大会とは「別の」イベント

1921年のIOC総会で、冬季スポーツの扱いが議題にのぼった。24年に「冬季スポーツ週間」というイベントを開き、これを同年開催のパリ大会に関連づけたいとフランスの委員が提案したのである。これに対し2つの反論が出された。①オリンピアード大会は1つの都市で実施されなければならないという原則論と、②冬季スポーツをオリンピアード大会の構成要素にすべきではないという、スキー競技の主導権をIOCに渡すまいとした北欧諸国からの異議申立てである。最終的には、この冬季スポーツのイベントをIOCが後援するというかたちに落ちついた。大会前年の総会では、オリンピアード大会とは「別の」賞状を授与することまで確認されている。

パリ大会の翌年に開かれたIOC総会では、①冬季大会を創設すること、②冬季大会には「オリンピアード」という用語を使わないこと、③冬季大会は開催順に番号をつけることが定められた。

現在までに中止となったオリンピアード大会は計3回あるが、いずれも「第○回」という番号が刻まれている。これは、オリンピアードのリズムは古代オリンピックの「休戦の観念」と密接に結びついているので「厳密に守られなければならない」という、近代オリンピックの創始者クーベルタンの考えにもとづいている。これに対し、中止になった冬季大会に番号は振られていない。オリンピアード大会と差別化された冬季大会の性格が、ここに反映されている。

IOCは1926年の総会で、「冬季スポーツ週間」を第1回冬季大会として追認し、28年の第2回大会の開催地をスイスのサン・モリッツに定めた。ここに冬季大会の正式なナンバリングが始まった。ちなみ

に、第１回(60年)から第７回までのパラリンピック大会も、オリンピック開催年に実施されていた障害者スポーツの国際大会がのちに、パラリンピック大会として追認されたものである。

環境問題へのはじめての対応

アジア初の冬季オリンピックになった1972年の札幌大会は、IOCが環境問題への対応をよぎなくされたはじめての大会でもある。68年大会の招致をめざしていた札幌が国際スキー連盟の助言に従い、アルペンスキー滑降の競技場を恵庭岳(えにわだけ)に建設することを決めた62年が、その起点となった。

当時の日本では、1967年に公害対策基本法が施行され、71年には環境庁が設置されるなど、公害問題(被害者)から環境問題(当事者)へと意識の転換がはかられていた。国際的にも環境問題を地球規模で考える機運が高まっており、国際連合環境計画が72年に設置されている。

このような時代を背景に、北海道自然保護協会理事長の井手は1966年９月２日、IOC会長のブランデージに個人の資格で書簡を送った。恵庭岳の滑降競技場建設に反対する国際自然保護連合代表者らによる文書を添え、滑降の会場を変更して冬季大会と自然保護との調和をはかるように日本オリンピック委員会への働きかけを求めたのである。

ブランデージは札幌大会組織委員会に善処を求めたが、これは環境問題への積極的な関与ではなく、自然保護団体による抗議活動の大会への影響を最小限にくいとめたいとする消極的な考えにもとづく対応だった。IOCは1991年にようやく、環境問題への責任を自らの使命としてオリンピック憲章に書き込んだが、これも内発的な動機からではなく、環境と開発に関するリオ宣言(92年)にあわせた外発的な対応だったといえよう。

なお、井手の書簡がきっかけとなり、大会終了後に施設と設備を撤去してその跡地に植林することを条件に、恵庭岳の森林を伐採して滑降競技場が建設されることになった。札幌大会組織委員会とその解散後に事後措置を引き継いだ北海道庁は約束どおり、施設と設備を撤去したコース跡地に植林したが、50年ほど経った今も残念ながら、隣接する天然林と調和するには至っていない。

ブランド力向上と経済的自立

冬季大会は1994年のリレハンメル大会から、オリンピアード大会の中間年に開催されている。この開催周期の変更は、86年に開かれたIOC総会での決議によるものだった。

総会では、オリンピアードの周期は冬季大会に適用されていないことが確認されたうえで、①２年に１度の開催でオリンピックのプレゼンスが向上し、自由な発展と観客増が見込める、②事業(会計)年度の分散により、同じ年度に２つの大会に参加する各国オリンピック委員会の事務的・財政的負担が軽減される、などの賛成意見が出された。橋本聖子・東京大会組織委員会会長(スケート・自転車)のような、冬・夏両大会への出場をめざす二刀流アスリートを後押しすることにもなるアイディアだった。

ただしIOCの本音としては、両大会間に適当な期間を挟むことができれば、それぞれの大会への注目度がさらに増してオリンピックのブランド力が高まり、メディア放映権料やスポンサー契約料の大幅増が見込めると踏んでいたに違いない。

当時のIOC会長は、1988年のソウル大会からプロ選手の参加を認め、オリンピックの商業化を進めたスペインのサマランチである。西側諸国がボイコットしたモスクワ大会(80年)の終了直後に会長に就任したサマランチは、４年後のロサンゼルス大会で東側諸国による政治的報復を見届けなければならなかった。さらには、第２次オイルショックをきっかけとした世界同時不況と各国政府による緊縮財政とにより、スポーツ団体へ注がれる各種の資金が減額され、IOCには経済的な逆風も吹いていた。外交官だったサマランチは冷戦の影響を防ぐための外交努力を続けつつ、オリンピックとスポーツの経済的な自立を確立する術を探していた。冬季大会の開催周期の変更は、このようなIOCの経済的な自立という歴史的文脈のなかで理解できよう。

最後に、クーベルタンが晩年に語った言葉を紹介したい。「オリンピズムは歴史の一員です。オリンピック大会を開催するということは、歴史を綴ることにほかなりません。……世界史こそが、真の平和が拠り立つただ１つの本物の礎なのです」。

(わだ・こういち／フェリス女学院大学国際交流学部教授)

次号（第6号　世界史 2022.2）予告

クローズアップ

高大連携での経験を踏まえ、歴史総合に期待すること
……小野寺 拓也

教室レポート

問いのフラクタル化にもとづく「複数単元間にまたがる問いの構造化」実践
――歴史総合における「内容のまとまり」の取り扱いを見据えて……徳原 拓哉

サンプル問題から考える「令和7年度共通テスト」に向けた教育実践例……八木橋 朋弥

資料読み解き！

日露戦争の風刺画……長井 伸仁

象のカーブ（エレファントカーブ）……松井 孝太

教科書Q＆A

日露戦争の世界史的意義……和田 春樹

『山川歴史 PRESS』は、2・4・6・8・10・12 月の隔月刊行となります。

編集委員（五十音順）

世界史

大学　池田嘉郎（東京大学准教授）　近藤信彰（東京外国語大学教授）
橋場弦（東京大学教授）　吉澤誠一郎（東京大学教授）

高校　小豆畑和之（東京都立西高等学校教諭）
藤本和哉（筑波大学附属高等学校教諭）

山川 歴史PRESS　第5号　世界史

2021年12月10日 印刷・発行

編集・発行　株式会社 山川出版社
〒101-0047　東京都千代田区内神田1-13-13
電話 03-3293-8131（代表）
https://www.yamakawa.co.jp/

印刷　明和印刷株式会社

2021年12月刊行

山川 詳説世界史図録 【第4版】

世B310準拠

木村靖二・岸本美緒・小松久男＝監修

AB判　368頁　定価946円(10%税込)　ISBN978-4-634-04514-9

『詳説世界史 改訂版』に準拠。教科書の章・節に沿って構成。写真1800点、地図・図版250点、史料140点あまりを掲載。第4版では巻頭に、「同時代の世界」を時間軸・空間軸から整理できるページを追加。さらに、グラフ・表の読み解き方を学べるページや、インターネットで画像や動画が見られる2次元コードも新たに掲載。オールカラー。

【ご採用特典】

《生徒用》
- 別冊 地図問題＆白地図／32頁 4色刷
  問いの解答例

《先生用》
- ①文字資料 139点(word)
- ②別冊「地図問題＆白地図」の問題・地図のデータ(word・jpg)
- ③別冊「解答例・解説」(word)

第4版より
2次元コードを掲載しました!
画像＝12点／動画＝24点
知識を深める画像・動画を計36点掲載!

2次元コードをスマートフォン等で読み取って、インターネットを使用したコンテンツを見ることができます。
2次元コードの使用にあたって使用料はかかりませんが、通信料がかかります。

清明上河図

こちらの2次元コードよりご参照ください

山川 詳説日本史図録 【第9版】

日B309準拠

詳説日本史図録編集委員会 編

AB判　376頁　定価946円(10%税込)　ISBN978-4-634-02529-5

教科書本文の流れに完全準拠した総合図録。章・節・小見出しに沿って構成する。とくに、写真などの解説を充実させ、教科書の内容を深く理解できるように工夫し、入試対策にも対応。第9版からインターネットで画像や動画が見られる2次元コードを掲載。オールカラー。

【ご採用特典】

《生徒用》
- 別冊 日本史頻出史料165
  48頁 2色刷

《先生用》
- ①史料データ 205点(word)
- ②日本史白地図データ 36点(jpg)

第9版より
2次元コードを掲載しました!
画像＝18点(120スライド)／動画＝34点
知識を深める参考画像・動画を計52点掲載!

2次元コードをスマートフォン等で読み取って、インターネットを使用したコンテンツを見ることができます。
また、動画のコンテンツには、弊社のサイトを経由して外部のサイト(NHK for School、NHK動画で見るニッポンみちしるなど)につながるものがあります。
2次元コードの使用にあたって使用料はかかりませんが、通信料がかかります。

伯耆国東郷荘下地中分図

こちらの2次元コードよりご参照ください

山川出版社

ムービー 歴史総合

▶ 歴史総合の内容をビジュアルで体感できる、約60テーマの動画。

▶ NHKが所蔵するライブラリから厳選した臨場感あふれる映像を収録。明瞭なナレーション付き。

▶ 解説書付きで、授業のさまざまな場面で活用できます。

監修／小川智子・黒野峻太郎・山田俊幸　制作／NHKエンタープライズ

●DVD2枚組：1巻30テーマ（計約90分）／2巻30テーマ（計約90分）　●予価22,000円（10%税込）

第1巻

① 長崎の出島／朝貢体制と琉球王国
② 産業革命
③ アメリカ独立戦争
④ フランス革命・ナポレオン
⑤ 国家統一（ドイツ・イタリア）
⑥ アメリカ合衆国の拡大／南北戦争
⑦ アヘン戦争／太平天国
⑧ 日本の開国
⑨ 王政復古と戊辰戦争・明治初期の諸改革
⑩ 文明開化・日本の近代化
⑪ 大日本帝国憲法・立憲体制の成立

——など計30テーマ

第2巻

㉛ 第二次世界大戦
㉜ 太平洋戦争
㉝ ファシズム諸国の敗北
㉞ 原爆・沖縄戦／ ポツダム宣言・日本の降伏
㉟ 占領と戦後改革／日本国憲法
㊱ 冷戦の始まり
㊲ 冷戦と東アジア
㊳ 日本の独立／ 警察予備隊から自衛隊
㊴ スターリン批判と「雪解け」
㊵ アジア・アフリカ諸国の独立と第三世界
㊶ 55年体制／新安保条約と安保闘争

——など計30テーマ

※各巻のテーマ数・タイトルは変更になる可能性があります。

ムービー 地理総合

▶ GISや国際理解、地球的課題、防災など地理総合に求められる動画が豊富に。わかりやすいナレーションと授業で活用できる解説書付き。

●DVD2枚組：1巻31テーマ（計約90分）
：2巻29テーマ（計約90分）

●予価22,000円（10%税込）

監修／田中隆志・澤田俊一・石橋 生・二宮書店編集部　制作／NHKエンタープライズ

第1巻

① 地球の自転と公転
② 時差と生活
③ 日本の位置と広がり
④ 国家間の結びつき
⑤ 交通・通信による結びつき
⑥ 貿易・物流による結びつき
⑦ 観光による結びつき
⑧ GISとGNSS
⑨ GISと災害への備え
⑩ 変動帯とプレート
⑪ 河川がつくる地形と生活

——など計31テーマ

第2巻

㉜ 経済統合による生活文化の変化（EUと周辺諸国）
㉝ 寒冷な気候と生活文化（ロシア）
㉞ グローバル化による生活文化の変化（アメリカ・カナダ）
㉟ 土地の開発による生活文化の形成（ラテンアメリカ）
㊱ 植民と移民による生活文化の形成（オセアニア）
㊲ 環境問題と持続可能な社会（SDGs）
㊳ 国境を越える汚染～ヘンダーソン島

——など計29テーマ

※各巻のテーマ数・タイトルは変更になる可能性があります。

教科書 Q&A　剣闘士と死 →p.18

剣闘士のモザイク（ボルゲーゼ美術館蔵、後4世紀）　名前の下のΘは死亡の意。右下のAstivusとRodanが死亡したことが読み取れる。（p.18参照）

新課程「歴史総合」の習得に必携!!

基本の参考書ラインナップ!!

一般販売品

山川歴史総合 用語解説

山川歴史総合 用語解説編集委員会 編　**（2022年1月 刊行予定）**

山川出版社発行の歴史総合教科書3冊の叙述から約3,100用語を収録。簡潔でわかりやすい解説を付した。『歴史総合 近代から現代へ』（歴総707）を中心にした章・節立てに沿って構成し、叙述の流れが理解しやすい用語の配列になっており、授業に役立つ。

四六判　2色刷　350頁　定価990円（10%税込）　ISBN978-4-634-05802-6

辞書アプリ『DONGRI』とセットになった**【アプリ付き書籍】**を2022年3月刊行予定。

歴史総合 要点チェック

歴史総合要点チェック編集委員会 編　**（2022年3月 刊行予定）**

「歴史総合」の学習における思考・判断・表現のベースとなる、基礎知識を確認する問題集。教科書『歴史総合　近代から現代へ』（歴総707）をもとに編集。単元に沿って要約した短文を読んで流れを確認するとともに、空欄を埋めて用語をチェックする。予習・復習に最適。

B5判　2色刷　72頁（予定）　予価660円（10%税込）　ISBN978-4-634-05803-3

採用専売品（2022年3月 刊行予定）

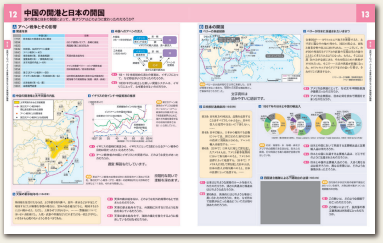

歴史総合資料集

歴史総合資料集編集委員会 編

「歴史総合」の内容を40のテーマに分け、厳選した地図やグラフ・文字資料を中心に構成した資料集（歴総708からの抜粋中心）。全ての資料に問いを付し、円滑な授業の進行をサポートする。

AB判　4色刷　56頁（予定）　予価440円（10%税込）　ISBN978-4-634-05804-0

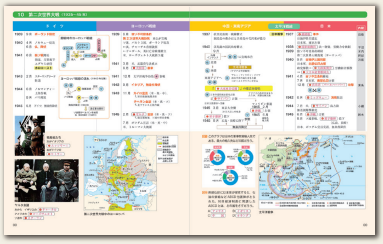

地図&年表で整理 歴史総合

遠藤信一 著

歴史総合のベーシックな内容を、19テーマで一通り理解できる便利な１冊。見開き１テーマずつ、同時代の「日本史」「世界史」の出来事を年表でまとめて大きな流れを示し、さらに関連する地図や写真も掲載。オールカラー。重要用語の問題付。

AB判　4色刷　40頁（予定）　予価440円（10%税込）　ISBN978-4-634-05805-7

既刊本

歴史総合問題集

NPO法人神奈川歴史教育研究会 編

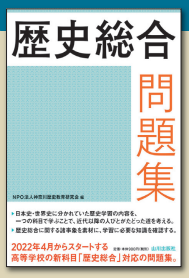

新課程「歴史総合」に対応した問題集。日本史・世界史に分かれていた歴史学習の内容を一つの科目で学ぶことで、近代以降の人びとがたどった道を考える。また、「歴史総合」に関する諸事象を素材に、学習に必要な知識を確認する。

B5判　128頁+解答16頁　2色刷　定価990円（10%税込）　ISBN978-4-634-05801-9

山川出版社　〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-13-13
TEL 03-3293-8131　FAX 03-3292-6469

最新号・バックナンバーは、弊社HPで公開します。
https://www.yamakawa.co.jp/yhp